

令和元年12月定例会会議録

令和元年豊郷町議会12月定例会は、令和元年12月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	北 川 和 利
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
10 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	中 山 圭 史
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹

産業振興課長	山田篤史
上下水道課長	森本智宏
教育次長	馬場貞子
社会教育課長	岡村浩孝

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長	山口昌和
書記	久保川真由美

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議第63号 | 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて |
| 議第64号 | 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更につき議決を求めることについて |
| 議第65号 | 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分につき議決を求めることについて |
| 議第66号 | 地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案 |
| 議第67号 | 豊郷町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例案 |
| 議第68号 | 豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 議第69号 | 豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 議第70号 | 豊郷町下水道事業の設置等に関する条例案 |
| 議第71号 | 豊郷町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第72号 | 豊郷町下水道条例等の一部を改正する条例案 |
| 議第73号 | 豊郷町下水道維持管理基金条例を廃止する条例案 |
| 議第74号 | 豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案 |
| 議第75号 | 豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第76号 | 令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第4号） |
| 議第77号 | 令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 議第78号 | 令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号） |

一般質問

河合議長

これより令和元年12月、第4回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、令和元年第4回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時56分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますよう、よろしく願います。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、中島政幸議員、4番、村岸善一議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員

異議なし。

河合議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より18日までの14日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法第235条の2、第3項の規定により、令和元年8月から10月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第4、諸般の報告として議長公務報告を行います。議長公務としての報告事項はお手元に配付しているとおりでありますので、ご了承ください。

暫時休憩いたします。なお、前田議員の総務産業建設常任委員会副委員長及び議会広報常任委員会委員の辞任に伴い、総務産業建設常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長より、休憩の間に総務産業建設常任委員会及び議会広報常任委員会の開催の申し出がありますので、委員の方は議員控室にお集まりください。最初に総務産業建設常任委員会、その後、議会広報常任委員会を

順次開催したいと思います。その他の方は自席でお待ちください。

(午前 8 時 5 9 分 休憩)

(午前 9 時 1 9 分 再開)

河合議長 再開いたします。

日程第 5、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員会副委員長及び議会広報常任委員会委員ならびに議会運営委員会委員の異動については、委員会条例第 7 条第 4 項及び第 1 2 条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおりでございます。ご了承願います。

日程第 6、諸般の報告として委員会報告を行います。議会広報常任委員会の報告を願います。

高橋議会広報

常任委員長 議長。

河合議長 高橋さん。

高橋議会広報

常任委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、議会広報常任委員会報告を行います。

令和元年 9 月 1 2 日、予算決算常任委員会終了後に第 1 回目の議会広報常任委員会を開催し、第 7 9 号の発行日や、今後の日程調整及び一般質問原稿の提出期限などについて話し合いました。

9 月 3 0 日の定例会再開終了後に第 2 回目の委員会を開催し、裏表紙の頑張っま〜すコーナーの人選や、提出された一般質問原稿のチェックを行い、次回開催日を決めました。

以後、町議会議員選挙のため、各委員会報告のまとめを事務局にお願いし、1 1 月 6 日に第 3 回目の委員会を開催して、記事のレイアウトや文字の大きさ、タイトルと文章のつながりなどの確認を行い、以後は新委員会で表紙の写真や誤字脱字のチェックを行い、1 2 月 1 3 日に発行いたします。また今回、下枝の伊香信章さんには、頑張っま〜すコーナーにご協力いただき厚く御礼申し上げます。

次に、令和元年 1 1 月 2 0 日、愛荘町役場愛知川庁舎において、滋賀県町村議長会主催、第 4 3 回町議会広報研修委員会に、委員全員参加をしました。講師に一般社団法人自治体広報広聴研究所代表理事、金井茂樹氏を迎えて、第一部、一つ、議会報づくりのフレームワーク、二つ、広報広聴の原理、三つ、編集方針、四つ、読者の行動と意識、五つ、デザインの原理原則、六つ、企画、

七つ、編集について講演を聞きました。また、第2部で、各町の議会報のクリニックでいろいろな指摘があり、大変参考になり、今後の議会広報づくりに生かしていきたいと思います。

以上で議会広報常任委員会報告を終わります。

河合議長 ご苦労さまでした。これで委員会報告を終わります。

日程第7、議第63号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 皆さん、改めまして、おはようございます。提案説明の前に一言御礼を申し上げます。

本日、令和元年第4回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜っておりますことに対しましても重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会には条例制定案件2件、条例改正案件7件、条例廃止案件1件、令和元年度豊郷町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算案件3件、その他案件3件の計16件の議案を提案させていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、議第63号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第96条第2項の規定による、議会の議決すべき事件に関する条例に基づき、湖東定住自立圏形成協定を変更することにつき議会の議決を求めるもので、彦根市と締結している湖東定住自立圏の形成に関する協定において内容の一部を変更するものでございます。

協定に基づき実施する取り組み等を定めている定住自立圏共生ビジョンにつきましては、国の要綱により期間はおおむね5年とされております。彦根市を中心市とする湖東圏域では、平成27年度から令和元年度までの5年間について、第2期湖東定住自立圏共生ビジョンを策定し、取り組みを進めているところでございます。

今回の協定変更は、令和2年度から令和6年度までの、5年間の第3期湖東定住自立圏共生ビジョンを策定するに当たり、これまでの取り組みを踏まえ、その進捗状況等に合わせて協定内容の変更を行うものでございます。ご審議の

ほど、よろしくお願ひ申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第63号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することについて、質疑をいたします。

変更がされている点で、現行の、ページ数打ってますかね、これ。めくって3枚目です、3枚目のところにいきます。(1)生活機能の強化に係る政策分野というところで、福祉関係者というところが追加となっています。どういう展望のもとにこのような変更になったのかを教えてください。これはいい傾向かと思うんですけども、この文言を入れるに至った経過等を教えてください。

それから次のページです。オの環境(ア)、(イ)とありまして、甲の役割というところでは、そこで、自然エネルギーの活用という部分が今回抜けています。どうして、この大事な自然エネルギーを活用して温暖化をとめようという動きがある中で、なぜ自然エネルギーの活用というところが省かれたのか教えてください。そして同じく、温室効果ガス排出量算定というのが抜けています。これも説明してください。

その下のbの部分では、農業濁水などというのが抜けています。私も農業していますが、これに関しては、琵琶湖を守ろうということで、とても農業者の皆さん努力してはりますので、この大事な事業なのに、なぜ抜けたのかを教えてください。

最後のページにいきます。地域公共交通の中の(イ)甲の役割というところで、交通網形成計画の推進というのが強力で打ち出されています。これに関しては、町としてはどのような意見具申などをなされたのかを教えてください。以上です。

企画振興課長 議長。

高橋議員 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは高橋議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず1点目、生活分野の福祉関係者の部分でございますけれども、これにつきましては、在宅医療の推進を行っている彦根医療福祉推進センターにおいて、医療職のほかに福祉職を含めた役割分担や、連携の促進を図っていることから、医療関係者に加えて福祉関係者も追加したものであるということになります。

次に、環境分野の温室効果の部分でございますけれども、これにつきましては、彦根市の地域行動計画に基づいてやっておられたということもあるんです

けれども、改正案の方におきましても、省エネルギーと省資源というところ等に含まれているということで、あえてここに表現をしていないというだけで、取り組みそのものについては大きく変わるものではないです。

それから農業濁水の関係につきましては、農業濁水も当然取り組んでおるところではございますけれども、これにつきましては、どちらかといいますとうちの、こちらの環境分野については住民課所管の部分が多くて、農業濁水につきましては農業の方で取り組んでいる部分が、比重が重いことから、農業濁水は引き続き取り組むにしましても、ここには明記していないというようなことになってきております。

最後に、網形成計画の部分ですけれども、これは国の制度で網形成計画の促進を進めておられるということもありまして、それに名前が変更になったということで、取り組みとしましては、今の愛のりタクシーの関係が主な部分になってくるんですけれども、愛のりタクシーの停留所の変更とか見直しとか、あと、ルートにつきましては、町民の皆さんが使いやすいように、日々事務局と調整をしているところです。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは再質疑をさせていただきます。

事業そのものは残るということだったので、一安心したんですけれども、その中で温室効果ガス排出量算定というのは彦根市がやっていたということなんですけれども、これはエリア全体で取り組むべき事業かと思うんですけれども、私たちの町も、何らかの形でこれはやっていくんでしょうか。

それから交通網形成計画ですけれども、町民の意見とか、私たちの議会でも接続をうまいことやってほしいとか、いろいろ意見が出ていましたけれども、町としては、この交通網形成計画、本当に町民が便利さを感じて、できるだけ安く利用できる、そういう計画にしてほしいというのが望みだと思うんですけれども、町はこういう計画をつくる時点でどなたが参加なさっていて、どのような意見を今までに意見具申したのかを教えてください。

企画振興課長 議長。

高橋議員 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは高橋議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

まず、環境分野の温室ガスの部分でございますけれども、これにつきまして

は見ていただいたらあれなんですけども、環境の（イ）で、甲の役割というところになっていまして、甲というのは彦根市のことでございますので、彦根市がこれをやりますということが書いております。その下の乙の役割というところで、豊郷町が行っていく部分が書いておりますので、豊郷町も当然のことながら連携して行っていくということになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、愛のりタクシーのところでございますけれども、愛のりタクシー、当然皆さんのお声をお聞きしまして、日々、ダイヤやルート等につきましては改善を行っておるところでございますけれども、これにつきましては所管が企画振興課でございますので、担当職員が会議等も出ますし、私も出ております。また、湖東圏域の交通活性化協議会という協議会がございまして、民間の委員さんがたくさん入っていただいて、事業者とか地元の利用者さんとか、あとは行政等が入っておる大きな会議がございまして、そこで出された意見等も含めまして形成計画の変更と修正等を行っておりますので、一定、皆さんのお声を聞かせていただいているということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありますか。

高橋議員 結構です。ないです。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 はい、12番。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第63号につきまして2点、この協定書変更概要書の方でお聞きいたします。

これの、まず、生活機能の強化に係る政策分野で、オの環境の部分で、先ほど高橋議員からも指摘がありましたが、現行では、甲は彦根市低炭素社会構築都市宣言を实践し、地域行動計画を中心に自然エネルギーの活用や省エネルギー、省資源への取り組みを行うとともに、甲の区域における地域ぐるみで行う環境保全活動を推進するほか、乙と連携し、乙の区域内における温室効果ガス排出量算定や低炭素社会構築の活動推進に協力すると。これ、彦根市と豊郷町の協定となっております。それが、変更案としては、この環境のところを読みますと、甲の役割、甲は、「彦根市低炭素社会構築都市宣言」を实践し、省エネルギー・省資源への取組を推進するとともに、市民やボランティアによる環境保全活動を支援するほか、乙と連携し、乙の区域内における低炭素社会の構築に協力をする。と書いてあるんですが、この中で非常に問題だなと思うのが、

この温室効果ガス排出量算定、これは彦根市が、算出はどこでしていたんでしよう。彦根の今の可燃ごみ処理施設、あそこの焼却分の排ガスの算定をして、それを市民に公表していたのかどうか、そのことをまず1点聞きたいのと、この問題は、今、彦根愛知犬上広域行政組合において、大型ごみ焼却施設処分場施設建設の計画書が策定されて、当該広域議会にも報告をされておりますが、報告書の中には温室効果ガスの排出量の削減というか、こういった項目はなかったです、読みましたけれども。だからあの施設自体が公共施設として運営されるわけですけれども、このごみ焼却量が現行よりも過大な見積もりになっておりますし、その排出、温室効果ガスの排出量というのを全然問題視してないというふうに報告書では読み取れたんですけれども、この共生ビジョンとして、彦根、定住自立圏形成協定の中にこういった文言がうたわれていないということは、要は、広域定住自立圏の中で行う、こういった大型ごみ焼却施設建設に関しては、世界的には今地球温暖化問題で、温暖化ガス、二酸化炭素を各国減らしていきましょうという、そういう世界的な動きの中で、公共施設において、こういった減らす方向性が全然出てこないというのは、非常に私はこの協定に対して疑念を持っているんですが、そのあたりはどういう議論をしたのか。これが1点目。

2点目は、この環境問題の中の、大型ごみ処分場問題もありますが、それと同時に火葬場も含めて、ここの運営ならびにいろんな維持経費、起債負担金やら、いろいろなを含めまして、今、ここにも書かれていますが、これは彦根愛知犬上広域行政組合規約に基づいて、その負担割合で彦根市ならびに豊郷町も負担していくと。この問題は、もう以前からずっと、私も広域議員をしたときからも指摘をしてきましたが、全体の事業の運営費と事業費の負担金というのが、全体のお金の2割は応益負担として1市、今は愛荘が入って4町になりましたが、頭割りで2割は全部同じ金額を負担して、あとの残りの8割が人口割負担ということで、これは非常に豊郷にとっては不利な負担割合になっていると。そういうことを以前から申し上げていて、町長は、給食センターについては人口割でやったんやということを、前に議会でも答弁されましたが、本来はこの問題が一番、豊郷の町民の利益から考えれば、こういった不当な応益負担割合というのは解消させなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、そういった協議はされたのかどうか。ここの改定を見ても同じようなことしか書いていけませんので、それはどうかと私はと思いますが、町民の立場に立てば、今、建設計画しているのは建物だけで200億円でしょう。あとは地面とかの買収とか、その関係、進入路とか、そんなのはまた別途かかるというような形であ

の計画書にも書かれておりましたけれども、こういった大きな借金を、起債も起こしてやるような事業に関して、豊郷町の甲斐性に合わんような負担割合を押しつけられるような、こういう協定に対して物を言わなかったのかというのが、非常にちょっと疑念に思います。そのことについてどういうふう交渉されたのか聞きたいです。

それと3点目は、この湖東圏域地域公共交通網形成計画ということに、現行は湖東圏域地域公共交通総合連携計画がこっちに移行したというのは、この前近江鉄道の会議を傍聴させてもらって、そういう経過になっているのかと思いましたが、ここは先ほど、課長の方からは、うちに特に関係あるのは愛のりタクシーとかいう話でしたが、この湖東圏域地域公共交通網形成計画というのは国で認可された問題で、非常にこの問題もここに入ってくると思うんですが、今後5年間の間で、ここの審議の中で当然、町の負担が予想されるような話でしたけれども、どうかかわりを持ってやっていくのか、そういう、今後5年間のビジョンとしてはこういう計画ですということを新たに組み始めているわけですが、そのかわりはどうなってるのか説明してください。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず1点目の排出量の算定につきましてですけれども、大変申しわけありません、彦根市さんの方で、どの地点で排出量を算定しておられたとかいうところについては把握をしておりません。もちろん温室効果ガスの低減についての議論をいかにしたかというようなことのご質疑やったと思うんですけれども、それにつきましても、日々、公共施設の排出量低減についてどう考えているかということやったと思うんですけれども、それにつきましても、当然のことながら排出削減に向けて種々取り組んでいるところでございます。

続きまして、2点目のごみ焼却場の費用負担につきまして、これにつきましても当然のことながら、適切な負担になるようにということで議論をされておられることと把握はしておりますが、詳しい内容につきましては私も把握をしておりませんので、経過についてはお答えをしかねるところでございます。

最後に交通網形成計画についての部分でございますけれども、これにつきましては、今の現行の状況、先ほど議員のご質疑にもありましたけど、近江鉄道につきましては、今、現状維持されているという現状の中で計画を策定しておりますので、また、今後何らか動きがありましたら、それに合わせて逐次直していくことになると思っております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 今、課長の方から答弁をお聞きいたしましたけれども、この定住自立圏というのは全国で幾つかやっておりますが、1市4町の枠組みで協働している様々な事業に取り組みましょうという、行動計画の問題ですけれども、やはり豊郷町の町民にとって、これが非常に町民の利益にかなうものにしなかったら、何の事業に関しても共同運営という形にして、応分の負担割合でという形でやっていくということには無理があると思うんですよね。これは町長にも随分申し上げてきましたけれども、こういう共同運営に関しては、やはり公正な負担割合とか、私も全県も調べてまいりましたけれども、やはり今の彦根愛知犬上広域行政組合の実質負担割合というのは、非常に不公正な形で行われてきています。そのことを改善されないというのが、管理者会に町長は行ってると思うんですけど、そういう中でも改善されないというのは何か原因があるのか。それと、豊郷においても決して少なくない事業負担金、これを安易に受け入れていけば、もうそれで何年か負担の返済とか、出さなあかんお金が財政を圧迫していくわけじゃないですか。そういった観点に立てば、こういう問題を、ただ文章の書きかえで終わるような話ではないと思うんです。そのことを担当課は、今把握していません。ただ、そういう削減は必要だと思っておりますって、そんな答弁って答弁にはならないんですよ、はっきり言って。実際そういう、なぜ彦根がこれをやらないのかということは、その中身はちゃんと説明があつてしかるべき問題ですし、周辺町は、彦根の言うことにご無理ごもっともで聞くような定住自立圏だったら何の意味もないんですよ。当然、地方自治体としてお互いに同じ立場で、私たち、町長や担当課長は豊郷の町民の利益のために一生懸命やってもらわなあかんです。だからそこら辺が、非常にこれは彦根主導的に流れているなというのがすごく懸念をするんですが、こういった問題で町民に対してちゃんと、協働事業をしても町民には利益ありますよという形に持っていけるようなことは、今回の中で見た限り変化は感じないし、もっと大きな負担金をとられるのかなという不安を感じるんですが、課長でも町長でも結構ですから、町民のことでどういふことを、この定住自立圏の中で、会議の中で訴えてこういうことになったのか、その流れだけでもお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、12番今村議員の再質疑にお答えいたします。

要するにごみ焼却場の問題でございますが、今リバースセンターで、湖東、愛東、甲良、多賀、豊郷、あと愛荘ですか、旧6町でやっておりますけれども、これも実際は、最終は焼却をしているわけでございます。そうしますと温室ガスはうちには入ってきません。今、彦根市の場合は自分のところで焼却されたもので温室効果ガスの測定はありますし、人間1人が1年間にどれだけ温室効果ガスを出すとか、そういういろんな積算のもとにやられるんですけども、しっかりとそれは、彦根市は甲の責任のもとにやられるということだけのご理解いただきたいと思っております。それと、要するにライフサイクルコストと申しまして、今回計画されておりますのが、こういう大きな金額を投資したときに、その使用年間でいかに効率的な、そして効果的な資本投下になるか。一部の方がおっしゃっている、豊郷やから豊郷町でごみを焼却したらええがなという、これは、それだけ豊郷町にライフサイクルコストにした場合にはすごい財源がかかるというのは、これは皆さん方ご存じのことと思っております。そういった観点からこの広域でやっていこうと。そして、ただ費用負担の場合は、今、施設の場合はどう費用負担するというのはまだ決まっております。しっかりとやっばりこの、どういうんですか、ごみの減量に努力されたところは、それだけ負担は少なくなっていくとか、いろんな方法を今後は議論していかなければなりません。要するに排出量に応じた費用負担というのが、以前、管理者会議でも申しましたが、今後そういう問題も出てくることと思っております。要するに、この定住自立圏の場合は、やはり中心市がしっかりと、そして周辺自治体はいかにしてそれと協力しながら、所期の目的を達成していくかでございます。

交通網の件につきましては、5市5町がしっかりと法定協を立ち上げた中で、それぞれが、やはり思いがございまして、そこで意見集約されて前に進んでいくものと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 町長の今の話を聞いてて思いましたのは、今、彦愛犬の広域行政組合でつくりようとしている大型ごみ処分施設、焼却施設、その費用は焼却量に応じてとかいうことをおっしゃっておりますが、私がさっき指摘しましたのは、定住自立圏の中でも、この彦愛犬の負担割合というのは、彦愛犬の広域行政組合規約の応益負担2割、そしてあと8割が人口割、この規定を踏襲するって書いてあ

るわけですよ、ここに。書いてあって、火葬場でもそうですよ。年間の火葬件数、圧倒的に彦根が多いんですよ。そやけど彦根市は、彦根市民1人当たりの負担金は一番安いんですよ、2割という応益負担がいかにか小規模自治体には大きな負担になっているかということなんです、そういったことを私は、やっぱり是正していくのが、一応、定住自立圏というのは対等・平等な関係で、中心市彦根市と周辺自治体との協力・協働やというようなことをうたい上げているわけですから、全国のそういった、やっているところでも対等・平等の関係でやっているところもあるんです。なぜ、そういうことに対してもっと周辺町でも協力して、そういう話し合いが進んでいかないのかというのが非常に疑念を持っております。そういったことを含めて、特に環境問題、この中の、こういった大型ごみ処分場の200億円の建設計画というのが、あの計画書を読ましてもらいましたが、これは減らせないんですよ。減らしたら24時間稼働ができないから、そのためには可燃力のある、プラスチックも何もかもやはり助燃剤で焼いていかなあかんみたいな形になっていくから、ああいう施設をこの時期に立ち上げていこうという話に進めること自体が、非常に時代から逆行してるんじゃないかなというふうに感じましたけれども、そういったことを、この協定書だけでは実態が非常にわかりにくいんですね、ただ言葉だけの変更やという形でおっしゃいますが、この問題に対して町としてはどういうふうに、この定住自立圏を位置づけているのか、最後に。この定住自立圏の、豊郷町がこれでどういうメリットがあると考えているのか、最後に答えてください。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、12番今村議員の再々質疑にお答えいたします。

やはりこの定住自立圏、中心市が責任を持って、そして周辺市町とが連携を持っていくというのは、これ、やはり今日の行政の中での運営方式が一番いいのではないかと。今、国では第32次地方制度調査会の際には、今度はこれを強制的な形でやっていくという、1つそういうような方向に進む中で、我々には、全国の町村会は反対ということだと思っています。それでこの、やはり1市4町の中で、行政組合でしっかりできるところは行政組合でし、おのおの町ができるところはしっかり町で責任を持ってやる、そういうことが目的でございますので、その点、ご理解いただきたいと思っております。

それと、日本ではプラスチックごみは80%回収か、75%以上とか言われておりますけれども、実際に新しくものに生まれ変わっているのは4%しかありません、ケミカルリサイクルというやつです。そのほとんどは、大体が回収し

でも焼却、そしてまたそれをまた新しいもの、駅のベンチとかバケツにつくって、最後はこれは焼却ということで、日本の今の時代がそういう形になっております。なかなかこの新しく、ケミカルリサイクルという、要するにプラスチックのものと分子に戻して、新しいプラスチックにつくっていくというのは4%です。それが何で難しいかと言うたら資本がたくさん要って、大きな工場をつくらなならん。そうしたノウハウが大変高いということと、新しいものにやっていくというのには相当な資金力が要るということで、この1市4町の中では大変難しいということ、それだけをご理解いただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

河合議長　ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員　議長、9番。

河合議長　鈴木議員。

鈴木議員　1点だけ、質疑と確認をお願いしたいと思います。先ほどから議論になっております温室効果ガスの問題ですが、今、世界の温室効果ガスをどうするのかということでCOP25が開かれています。なかなか進まない。日本の温室効果ガスの算定値が、この前ニュースを見ておりましたら決まっております、彦根が日本全体の温室効果ガスの算定値の1つ、全国で30ほどあるそうですが、彦根がそのうちの1つだということを初めて知りました。そういたしますと、この湖東定住圏という狭いこの地域での温室効果ガスの測定だけじゃなしに、先ほど事務局の方からも、詳しく承知をしていないということでしたので、これは要請ですが、彦根市がどの地域でどこを対象にして、おそらく温室効果ガスですから、この狭い湖東定住圏だけの温室効果ガスの測定ではないんだろうと思うんですが、どの地域を対象にしてどういう測定をしているのか、そういうふうに考えると、この狭い定住圏の、この湖東だけでの温室効果の測定ということではないんだろうということで、この項が削除されたのではないかというようなことも、これは私の推測ですが、考えられるのですが、その点を確認をしていただいて、まだまだ新しく、私、勉強いたしましたので、また報告をいただければと、これは要請をしておきたいと思います。

企画振興課長　議長。

河合議長　清水企画振興課長。

企画振興課長　それでは鈴木議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

先ほど、私の説明もちょっと曖昧というか、不確かな部分がありましたので、少し修正をさせていただきたいと思うんですけれども、概要を見ていただきますと、ここには、乙と連携し、乙の区域内における温室効果ガスの排出量算定

と書いてます。これは、要は甲の役割で、彦根市が豊郷町内の区域内の温室ガスの算定をするという意味で書いてありますので、彦根市が彦根市でやらはるやつをやらないというわけではないということで、もし豊郷町内で温室ガスの算定をするならば、当然助けてもらわなあかんのですけれども、豊郷町が主体となって、豊郷町がちゃんとやるというようなことも含まれてますので、その辺はちょっとご理解をお願いしたいと思います。また、どの地域でどれぐらいのっていうのでございますけれども、これにつきましても、人口であるとか工場であるとか、そういうのを含めて、この規模やったら1人当たりどれだけ二酸化炭素が出るとか、この工場やったらどれだけ出るとか、そういうものの積み上げで、市として全体でこれぐらい年間出てるやろうというような算定をするものでありますから、1ポイントを見て、二酸化炭素の量がどれだけあるとか、そういうことをはかっておられるのではないということでございますので、詳しくは調べて、また機会を改めてお話ししたいと思いますけれども、そういうことをご理解をお願いしたいと思います。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

今村議員 議長、動議。

河合議長 何の動議ですか。

今村議員 今回の議第63号は、慎重審議を期するために委員会付託の動議を提出いたします。

河合議長 ただいま、今村議員から議題となっております議第63号を総務産業建設常任委員会へ付託することの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので成立しました。議第63号を総務産業建設常任委員会へ付託する動議を議題として採決をします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり、議第63号を総務産業建設常任委員会へ付託することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数です。よって、議第63号を総務産業建設常任委員会へ付託することの動議は否決されました。したがって、議第63号を本会議において審議します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

今村議員 反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。
まず、法案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 はい、12番。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第63号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて、反対討論を行います。

この定住自立圏形成協定は、協定ビジョンを5年計画として実施をしていますが、豊郷町民の利益を守る立場から判断すると、1、生活機能の強化にかかわる政策分野の中で、(オ)の環境、現行、温室効果ガス排出量算定や低炭素社会構築の活動推進、また自然エネルギーの推進、こういった部分の削除が見られておりますが、今、彦根愛知犬上広域行政組合が進めようとしている大型ごみ処分場焼却施設の建設の温室効果ガス排出量は、計画だけでも多くなること明らかとなっております。地球温暖化による世界的な環境被害というのが、今、非常に世界の中で、わが国においても、非常な被害が起こってきている状況の中で、わが国、また地方公共団体が、こういった温室効果ガスを減らすための取り組みに逆行するような公共事業に取り組むということに対しては、到底納得はいきません。

また、町長は広域でやる中で町がやること、広域でやった方が効率がいいこととおっしゃいますけれども、この定住自立圏構想、今、国もああいうことを言ってますが、見直しをしようという、こういったところも出てきています。やはり今、平成の大合併で全国の自治体数が1,800弱ぐらいまで落ちてきていますけれども、こういった中で、小さくても、豊郷町は県下の中で、非常に進んだ住民サービスのまちをつくることができきています。それは町長や執行部の皆さんの努力も大きいものがあると思いますが、こういった定住自立圏においても、こういった各地方自治体同士の対等・平等な連携というのが当然、前提じゃなきゃいけないと考えています。こういったことを考えると、運営負担、事業負担金のこういった問題でも町民利益に合致しているものにはちょっとになっていないということ、私がかねがね思ってまいりましたので、この協定に関する変更協定のこの議案には反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

北川議員 はい。

河合議長 北川議員。

北川議員 それでは、議第63号彦根市と締結した定住自立圏協定を変更することにつき議決を求めることについて、賛成討論を言います。

私も行政組合の方の町の代表として参加させていただいておりますが、何の疑問点もありません。したがって、私は共生ビジョンについて平等だと思っておりますので、賛成討論とかえさせていただきます。議員同僚の賛成の方、どうぞよろしくをお願いします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第63号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8、議第64号湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更につき議決を求めることについて、及び日程第9、議第65号湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分につき議決を求めることについてを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは議第64号湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更につき議決を求めることについて、ならびに議第65号湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分につき議決を求めることについてを一括してご説明申し上げます。

まず、議第64号湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更につき議決を求めることについては、東近江市が令和2年4月1日から、湖東広域衛生管理組合の共同処理する事務のうち、し尿処理及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分から撤退することになり、湖東広域衛生管理組合から脱退することになるため、規約の変更を行うものであります。

次に、議第65号湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分につき議決を求めることについては、湖東広域衛生管理組合の財政調整基金については、東近江市が脱退する時点の額を、し尿処理費負担割合に基づいて按分した額及び湖東広域衛生管理組合の借入金については、東近江市が脱退する時点の額を経常経費負担割合に基づいて按分した額を東近江市

に帰属させます。地方自治法第286条第1項及び第289条の規定により、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、議第64号と65号で、この中で東近江市がこの広域、湖東衛管から撤退するという話は以前からあったんですが、そのことについて財産処分
で、ここに、65号にはし尿処理費負担金割合に基づいて按分した額、また、2
の方では経常経費負担金割合に基づいて按分した額を東近江市の財産は次のと
おりに定めるって書いてあるんですが、全員協議会のとときに起債償還金や解体
処理費、後日清算して組合に入れてもらうとかおっしゃっていましたが、財政
調整基金借入金の負担金、このお金の、大体どのくらいの金額を想定している
のか、金額を明らかにしていただきたいなと思います。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 ただいまの今村議員のご質疑にお答えいたします。

東近江市の財政調整基金の額といたしましては1億8,790万4,233円
でございます。起債償還金の額につきましては6,408万6,717円でご
ざいます。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 この、最初に約1億8,700万円、そういうのをおっしゃっていたのは財政
調整基金のあれですか、按分した金額がこれだけ東近江市に返すと。起債償還
分の負担は約6,400万円あって、それは差し引きするということですか。あ
と、後日解体処理費というのは、あそこの湖東衛管の施設解体費というのも請
求をされるということですか。それはどういう負担割合で請求されるんですか。
これは、あの施設はし尿処理施設やから、1人でもいたら、前のあそこの施設
の局長はそうおっしゃっていた。1人になってもし尿処理業務があれば続けて
いくとおっしゃっていましたが、あそこのし尿処理施設の解体とかいうのは
もう協議はされているのかどうか。そんな話があるのかどうかもちよっとわか

んないんですけど、そういうふうに解体処理しているのを清算金の中の1つの挙げておられるというのは、何を、どういう計画なのか、ちょっとそこら辺も教えてください。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 ただいまの今村議員のご質疑にお答えいたします。

先ほど言わせていただきました、財政調整基金の東近江市分、そして借入金であります起債償還金の東近江市分の借金と、そして全員協議会で話をさせていただきました、し尿処理施設の解体費用ということでございますけども、し尿処理施設の解体につきましては、あそこの施設は平成26年、27年度に延命化改良・改修工事というものを行いまして、15年延命化を図りまして、令和12年までは大規模改修を行うことなく操業する予定となっております。その後につきましては、状況に即した新たな操業計画が必要となると考えておりまして、現し尿処理施設の操業目安は、現在のところ令和12年度ということでございます。

令和12年度以降も、先ほど今村議員がおっしゃっていただきましたとおり、1件でもございましたら、あの施設、操業の方をしていかないとあきませんが、現し尿処理施設の解体処理も将来的には、何年先かもわかりませんが、そういうことも将来的には起こり得るということから、し尿処理施設の解体費用につきましても清算項目に加えることとさせていただきました。

以上でございます。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは議第64号について質疑をします。

別表の湖東広域衛生管理組規約新旧対照表というのを見まして、最後のページですね、経費の支弁の方法というところの第11条、これがばっさり削られています。私も、この障害児通所支援施設で子供たちがお世話になった経験を持っていますし、とっても大事な事業だと思うんです。また若い子育て世代を応援していくためには、乳幼児の発達相談指導事業、これも本当に今求められています。障害者自立支援法に規定する市町村審査会に関する事務なども削るとあるんですけども、なぜこういう動きになったのか。こういう事業はど

のように、今後していくのかという、あ、旧と新の間違いでしたね。こういう事業をより豊かにやっていくために、この事業化をここに入れてはると思うんですけども、今後どのように、この事業をどんどん進めていくかについて、よろしく。どこでやっていくのかというのを教えてください。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは6番、高橋議員さんの質疑にお答えします。

要するに東近江市は脱退とするということで、これからは4町の中で運営していく、そういうことですのでよろしくお願いいたします。

河合議長 高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 事業は継続するという事で本当に安心しました。それならば、このうちに東近江市はここから抜けますという表現の方がわかりやすいのではないのでしょうか。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは6番、高橋議員さんの再質疑にお答えします。

東近江市はもうずっと前から発達相談等は抜けております。今まで残りましたのは昨年度ですか、ごみのリバースセンターのそれで、議案をいただいて残っているのがし尿処理、そういうことですので、それだけご理解いただきたいと思います。

河合議長 高橋さん、再々質疑。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 ただいまの質疑、答弁の中で、事業は残るということですから、それではこのまんま生かしていくということは、この一覧表に残していくということがなぜできないのでしょうか。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは再々質疑にお答えいたします。

第3条の中に新設をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより、議第64号の討論を行います。
討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第64号湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更につき議決を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、原案どおり可決されました。

これより議第65号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第65号湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分につき議決を求めることについて、採決をいたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10、議第66号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案及び日程第11、議第67号豊郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案を一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは議第66号地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案、議第67号豊郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案についてを一括してご説明申し上げます。

まず、議第66号地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案につきましては、令和2年4月1日に施行されます地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、現在の臨時職員及び嘱託職員が会計年度任用職員に移行されることとなりますので、その移行に伴

います関係条例の改正を行うものであります。また、議第67号豊郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案につきましては、議第66号と同じく、現在の臨時職員及び嘱託職員が会計年度任用職員に移行されることに伴います給与及び費用弁償に係る定義づけについて、新規に条例を制定するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第66号について質疑をいたします。過日の全員協議会において大体の説明を受けたんですけれども、それを踏まえてさらに質問させていただきます。

これにつきましては、小・中学校の臨時講師などが充てられるという話でしたけれども、この中の第2条の4、真ん中ほどに書いてありますね。第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中、3年を超えない範囲内とあるのが、今回、任命権者が定める任期の範囲内と変わるんだと説明を聞きました。この任命権者が定める任期というのはどのように。1年ずつを繰り返しやっていくんだと思うんですけれども、大体何年ぐらいで終わるといふ範囲とかがあるんでしょうか。考えておられるのかを教えてください。

それから、第7条の分館長の手当的なもの、また、交通指導員の手当などが、これがなくなるみたいですが、どの部分にこういうのは、今後はどの部分になっていくのか、町の、消えるというわけではないということ聞いてます。どのような形に、これはなっていくのでしょうか。手当ではなく、報酬とかになるとかいう感じでしたけれども、具体的に説明をしてください。そして分館長とか交通指導員につきましては、現在、何字とか、何名に支払われてきていたのかというのをお願いします。

続きまして、67号です。豊郷町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例案につきまして、この事業、このように変えた時点で、総額、どのくらいを想定しているのか。また、対象人数はどのくらいと想定しているのかを教えてください。そして、臨時職員さんにおきましては、時間数が足りないという方があると思うんですけれども、その方々が、この該当するためにもっと仕事を、時間を増やしたいというような意向を示すことも考えられます。現時点で結構ですから、短時間勤務から、これに該当する職員になりたいんだと

いうことを意思表示している人の人数等もよろしく申し上げます。

総務課長 はい、議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず66号関係でございます。第2条の関係で任期の1年ということでございます。おっしゃるとおり任期は1年、会計年度任用職員という会計年度ですから、1年間ということですので。範囲といたしましては、1年ごとに採用に関する選考をさせていただきますので、また、採用次第で引き続きの方もおられるということで、採用されたら引き続いていくというような認識でございます。

また、第7条の分館長、交通指導員の身分でございますけれども、現在、報酬で支払いをさせていただいているところを報償費でということでございます。と申しますのは、これにつきましては先ほど申しました説明の中にありましたように、地方自治法地方公務員法の改正の中で、今回、地方公務員法の守秘義務等のサービスの規定が適用されたもの等の中で、任用要件を厳格化することから、新地方公務員法の第3条3項3号というところで振り分けをするようになっております。ですから公民分館長、また交通指導員等につきましては、特別職から一般職と申しますか、有償ボランティア的などといいますか、そういう部分で報償費になるのではないかなということでも振り分けをさせていただいております。

また、67号の関係でございますけれども、総額につきましては現在のところ約1億6,000万円程度でございます。対象人数につきましては98名を予定しております。また、時間数につきましてはそれぞれの方のご協議ということに、特に保育士の方々については時間についての制限のある中で無理を言ってきていただいている方もおられますので、時間についてはご相談ということになると思いますので、ご理解のほどお願いをしたいと思います。

以上でございます。

河合議長 高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは再質疑をさせていただきます。

任期についてなんですけれども、1年ごとを繰り返すということは十分わかりました。それが、一応今までは定年制だったり、再任用の場合は、何年という町の縛りがあったと思うんですけれども、町長の判断によってはそれ以上に、

例えば極端な話、70、80になっても大丈夫という判断をされたときにはそういう人も任用の対象になるのかという、縛りがあるのかなのかというのを教えてください。

それから第66号につきましては、町としては1億6,000万円ほど、この事業を保障するためには必要だということだったんですけども、それと、今、安倍政権がこれを、正規と非正規の差を縮めるという、一応、言葉的にはそう使いながら、結局のところ、財源の保障をしていませんので、町の持ち出しになると思うんですね。そういう点で、町として、ちゃんと財源も確保しろと。そういう声を国に向かって上げるべきだと思うんですけども、町長の決断を促す意味で答弁を求めます。

それから、特に保育士の世界というのが、そうだということで、総務課長もよく現場のことをご存じなんだろうと思うんですけども、例えば、もうとにかく保育士さんの待遇が余りにも悪いから勤めたくても勤めない、途中でやめる。こういうことが起きていますので、ボーナスが出るんだったらとかね、条件がすごくよくなるんだたらということで、短期からね、短時間からたくさん働きたいという、そういう意向の人が出てくると私は想定しています。大体、私が経験した上で言うんですけども、大体秋口には来年どうするということがトップの方から打診があって、そして1月か2月にははっきり来年もお願いしますとか、もうやめますとかそういう意思表示をするのが相場だったんですけども、うちの場合は2月から3月に、それを聞くようなことをおっしゃっていましたが、たくさんの方に経験を生かして、そして、より豊かな保育のために働いていただくためには、もう少し早目の人数把握などはできないんでしょうか。この98名の中に保育士さんは何人ぐらい入っているんでしょうか。よろしくお願いします。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 6番、高橋議員さんの質疑にお答えいたします。

年齢制限はやってはならん、男女もやってはあきませんので、一応、募集はさせていただきます。

それと、会計年度任用職員におきまして、1町だけがちょっとデータのな不備がございまして、今、滋賀県の6町の中で5町をトータルしますと、今、現状の状況からすると1億円財源が不足するというような状況ですので、なかなかこの各町の数字がひとり歩きするといかんということで、それだけはちょっと控えさせていただきますけれども、5町で1億といたら、大体計算しても

らったらわかると思います。それでこれは、全国の中でも令和2年度の政府要望の中にきっちり、これは滋賀県の要望として提案させていただいたら、それを中へ入れて要望をさせていただいて、政府要望の実行運動もされておりますし、また、先日の滋賀県6町の中でも、しっかりとそれだけは要望しておこうということで、別途に、この会計年度職員にしっかりと、国会議員の先生方に、国に対して要望をもらう。それと防災・減災事業債の検討、それと交付税の総額確保等、別途にいろいろ要望させて、これは初めてのことでございます。しっかりとその実現に応じていただくよう、これからもまた議員の皆さんにもお力を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 私の方から高橋議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

先ほどの保育士の人数でございますけれども、今のところ、幼稚園も含めまして22名程度を予定しておるところでございますが、もちろん子供たち、保護者の方々に迷惑のかからない程度にまた、検討していきたいと思っておりますが、今のところは20名程度を想定しておるところでございます。

また、打診の件ですけど、これはまた教育委員会との関係もあるかと思しますので、教育長の方から回答させていただきます。

以上です。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再質疑にお答えいたしたいと思います。

職員の方の意向打診につきましては、去年よりは早く行うようにということで、過日指示を出しました。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、議第66号と67号。最初、66号につきましては過日の全協の場で、人数を31人から40人に引き上げる任用職員の主なところは小・中学校臨時講師が主というお話でした。この2条変更は教育委員会関係の任用、会計年度任用職員の増加という形になっておりますが、これまで、小・中学校の

町独自の派遣講師という人たちの身分というのはどういう形だったんでしょうか。今回、この法改正は来年4月から、国の改正地方自治法、地方公務員法の改正が2017年で、この12月に、もう、9月とか、ほかのときにやっているとありますけど、うちは12月議会で改正をするわけですけども、この非正規公務員、豊郷町の実態からしても、事務補助、講師、また保育所保育士、給食調理員、図書館職員、清掃作業員、こういった代表的な職種があるわけですけども、今回の、来年4月1日からの改正で、教育委員会においてこの任用に、単年の任用職員にかえる派遣講師という身分は、以前と比べてどういった面で変わるのか、それをちょっと説明してください。

それから、議第67号ですけども、この3条で会計年度任用職員の給与とというのがあります、この条例において給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいうというふうに書かれているんですけども、全国的に、フルタイム任用職員とパートタイム会計年度任用職員の時間的な差で、いろいろな福利厚生の違いがいっぱい出てくるんですけども、豊郷町において、現行、フルタイム会計年度任用職員は何人いるんでしょうか。時間としては、うちはフルタイムとカウントするのは何時間何十分をフルタイムとカウントするのか、時間数も説明してください。そしてパートタイム、それに達しない人がパートタイム任用職員になるわけですよ。そのパートタイム任用職員は、現行、豊郷町で何人いらっしゃるんでしょうか。

そして、全国の悪い事例を紹介すると、パートタイム任用職員に対しては、嘱託職員とか臨時職員の方でパートタイムの方の任用職員に属する人の賃金、こういったのが、月額報酬が下げられて、半年に1回、1.3カ月分の期末手当といわれるボーナスが出る分を差し引いた給与体系をつくっていると。後出しという感じで、年収は200万もならないので変わらないけど、結局月収は減っていくという、これは国が、それは自治体独自の取り組みなので、国から文句はということで、訂正ということは言えませんという形が起こっておりますが、豊郷町においてはこれまで、来年4月、こういう細かいことは全部、別途町長が決めるって書いてあるんですが、パートタイム会計年度任用職員、これまで、豊郷町では期末手当、報酬以外に出ていたのか。

また今回、来年4月1日からの実施に当たっては、パートタイム会計年度任用職員においては豊郷独自で通勤手当とか、いろんなフルタイム会計年度任用職員にあるような手当の中で、どれが、豊郷はこれまで実施し、また今後これ

を増やしていこうという考えがあるのか。その点はどういうふうになってるのか。これが決まって、後、別途町長が決めるというふうになっていきますので、今の構想はどうなってるのかをちょっと教えていただけますでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、人数でございますけれども、現在のところフルタイムが48名、パートタイムが47名でございます。また、フルタイムの時間数でございますけれども、週当たり38時間45分がフルタイムというふうに見なしておるところでございます。

今村議員 日にしたら幾らになるの。1日当たり幾らになるの。

総務課長 ちょっとすいません、週単位の算定をしておりますので、38時間45分でございます。

今村議員 それなら6で割ったらいいんやね。

議員 5や。

総務課長 ということでございます。

それと、フルタイム、パートタイムへの報酬、期末手当等は現在のところ支払いはしておらないところでございます。

今村議員 ほかの手当のことは。

総務課長 手当も。例えば通勤手当等については、通勤は費用弁償として支払いをしておるところでございます。

以上でございます。

今村議員 今聞いてたのは、その金額がどんななのかって話やけど、それは、町ごとの金額は変動があるのかっていうのを聞いてたじゃない。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、質疑にお答えいたします。

先ほど申しましたように、これはが交付税算入されるというのはどれだけ来るかわからないという状況でございますで、ある程度姿がわかってきた時点でしっかり対応してまいりたいなど、このように思っておりますのでどうぞよろしく申し上げます。

河合議長 今村さん、再々質疑。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 このフルタイム任用職員というのは、今まで臨時職員としてカウントして、そういった期末手当とか、そういうを出していなかった場合があったわけですね、結局、嘱託職員とか。今、課長の説明ではパート任用職員に関しては、期末手当は出してませんというお話やから、そういうので非常に負担が増えるという、交付税も若干算入はされるかもしれませんが、この豊郷でフルタイム、単年度任用職員、これは各部署で何人ずついるんでしょうか。こういった方々に、これまで、ここに書かれているような、全部出てきたんでしょうか。3条に、さっき申し上げたところに書かれておりましたよね、3条でね、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当を言う。そういうのが全部、これまで支給されてきたのか。通勤手当は支給してきたということをおっしゃっていましたが、このパートタイムで一番困るのは、期末手当を出さなきゃいけないという法律になっているから、その分を引いて、月々の職員の賃金が減らされていると、そういうことを通告されたという、これ、ほかのところの公立図書館の嘱託司書の話でそういうのが出ているんですけれども、豊郷、今町長は、交付税の動向を見て検討していくとありますが、そういう月々のパートタイム任用、会計年度任用職員の賃金は減らさないのか減らすのか、方向的に。そういう減らさない方向で検討していくべきだと。それでなくても、実態の、官製ワーキングプアの方々なんですから、その辺はどういうことを今後検討していくのか。町としての負担が増えるのは事実なんですけど、考え方をちょっと聞かしてください。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の再々質疑にお答えいたします。

フルタイム、パートタイムの職員の皆さんの賃金の関係でございますけれどもこれにつきましては、年収ベースで申しますと、もちろん減ることはないということは考えておいて、想定をしておるところでございますので、全体的には1.0以上にはなる。1.1、1.2になっていくのは、計算上はなるというふうに認識しておりますが、ただ、先ほど町長申しましたように、財政措置の関係もございますので、その部分については、今後、確定まではまだ検討せざるを得ないというふうに思っておりますけれども、基本的に減額になることはないというふうに考えております。

今村議員 パートタイムもですか。

総務課長 そうです。

以上でございます。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 また委員会で聞きます。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 端的にお聞きします。全員協議会でお聞きをして、よく理解がわからなかった。教育委員会の所管に関する職員が31人から40人に増えると、これ、職員定数の増加ですから、この方たちは、この増える9人については、このうちの7人が今の臨時講師だということで、そうすると、あと2残るんですが、これ、2はとっておくのかどうかと聞いたんですが、ちょっとこのところがよくわからなかった。でも、あのときはいないなんだと言ったんですが、これ読んだら40人となってますから、あと2人ね。例えば図書館司書とか図書館長とか、そういう人が入ってくるのか、よくわからんですが、あと、全員協議会であと2人不明だったんです。この方たちを、ということは、これ、会計年度の任用職員じゃなしに、正規の職員の定数の条例に入ってくるというふうに理解するのか、ちょっとその関係がわからないので、説明をお願いしたいと思います。

それから、この全員全部で95名で、そのうち48と47かいうのはわかりましたが、一番最後の別表の、行政職の給料表で1級と2級がありますよね、この方、48と47の方が、1級と2級がどういう割り振り、どの職種の方が1級で、どの、95人全部、今無理でしたらまた委員会に提出していただけたらと思うんですが、この95人がね。それによって先ほどから議論になっているこの財政が、予算がどれだけ膨らんでくるのかというのが変わってくると思いますので、今わかれば教えていただきたいし、何せ95人分ですから、委員会にでもお願いをしたいと思うのと、最後に、この条例で見ると採用の方法について書かれていないんですよね、採用について。この条文に採用をどうするかがないんですが、その点についてどう考えておられるのか、回答をお願いしたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、定数の関係でございますけれども、鈴木議員おっしゃるとおり7名については臨時講師、あとの2名につきましては全員協議会の席でも申し上げました、職員の欠員補助等にもよりますが、私どもの想定といたしましては、今

おっしゃっていただいた部分、司書等もございますけれども、学芸員等も視野に入れていかざるを得ないのかなという思いでございます。

また、採用の関係につきましては、この条例での、ここでは給与と費用弁償についての条例ということで、採用についてはまた別途ですが、これも今回の地方公務員法、地方自治法の改正の中にもうたわれておりますように、厳正なる選考ということでは進めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

鈴木議員 95人の件。

河合議長 後でまた、委員会で。

総務課長 申しわけございません。これにつきましては、ちょっと数が多いもので、委員会の方で、またよろしく願いいたします。

河合議長 委員会で聞いてください。

鈴木議員、再質疑はありますか。

鈴木議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。

会議規則第39条の規定により、議第66号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案及び、議第67号豊郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第66号及び議第67号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

日程第12、議第68号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び、日程第13、議第69号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第68号、豊郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

豊郷町では、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を踏まえ、基準を定めていますが、このたび児童福祉法が改正されたことに伴い、家庭的保育の該当要件を示す部分において条項ずれが生じされたため改正された、児童福祉法に合致させるよう所要の改正を行うものでございます。議第69号、豊郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本条例改正については、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が改正され、放課後児童支援員となる研修の場として、指定都市の長が行う研修の機会が増加されましたので、所要の改正を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。
高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第68号について質疑をさせていただきます。全員協議会におきまして、該当する事業所、現在利用している方がおられるんですかと聞きましたら、2カ所教えていただきましたけれども、私たちの豊郷町民が、その保護者が、子供が利用するとすれば、管内にはどのぐらいの事業所があるのかを教えてください。

それから、第69号につきまして、放課後児童健全育成事業についての議案ですけれども、これにつきまして、第10条におきまして、指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならないという文言があります。これは、この管内ならばどこに行けばそういう研修などが行われているのか。また、私たちの町の学童、頑張ってくださいますが、その中で、こういう研修をしっかりと受けた方というのは何名ぐらいおられるのかを教えてください。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、第68号の方ですけれども、館内には幾つあるかということですが、この家庭的保育事業というのは小規模保育ということですので、管内というのは彦愛犬管内で2カ所でございます。

第69号の放課後児童の関係ですけれども、どこに行けば受けられるのかということですが、現在は大津の方でやっております。今現在、学童の指導員で資格を持っている者は5名でございます。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、第68号の再質疑を行います。先ほど、2カ所であるということをお聞かせ願って、もう少し、管内と、先ほど彦愛犬ぐらいを想定したんですけれども、近くの八幡とか八日市ぐらいを利用しようと思ったら可能なのかどうか。事業所数はどのぐらいあるのかということのも知りたいので教えてください。

それから、こういう事業がありますと、例えば、保育園に残念ながら入れませんでしたという親御さんが利用するとすれば、やっぱりこういう制度があるということを知っておくべきだと思うんです。町はそういう、こういう事業名とか、こういうところにこういうところがありますよというのは、どのように伝えてこられたのかというのを教えてください。

それから先、次の学童保育につきましては5名の方ということだったんですけれども、大津で1カ所というのが私の想定どおりだったんですけれども、これ、こういう学童保育の仕事をしながら研修を受けるというのは、時間的にもとても大変だと思うんですけれども、もっとこう、例えば彦愛犬管内で行うとか、そういう発想は、町長として、こういう部署に進言することは考えませんか。

教育次長 議長。

河合議長 馬場教育次長。

教育次長 高橋議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今、近江八幡等の近くということをおっしゃられましたけれども、あくまでも小規模保育ということで、ちょっと今、私はこの辺の近隣しか把握しておりません。ただ、そういう施設があるとかないとかいうことは、県の広報紙とか各種団体が出しておりますので、そちらの方で把握していただきたいと思えます。

また、69号の関係ですけれども、この辺近隣でそういう試験というか研修の場を設けてはどうかということなんですけれども、あくまでも、今現在は県知事が主として行う研修しかできないということになっておりますので、この辺管内で試験を行うということは、現段階ではできないということをお答えし

ておきます。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありませんか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第68号の方で、家庭的保育事業の設備及び運営に関する条例案のところ
で、彦根の、その、この前の全協でパレットとか何とかおっしやってた、そう
いうところに利用があるというのを説明いただいているんですが、これは、この
方というのは何人いらっしゃるのか。それと、豊郷から彦根に預けているとい
うことは、一般的に見たら、豊郷のを申請して保育園の入所が出来なかったお
子さんかなというふうにもイメージするんですが、この人数と年齢、何歳児が
今家庭的保育の認定を受けたところで見いただいているのか。その方たちは、
豊郷での保育園の申し込みをされた方なのか、そのことを説明してください。

それから69号につきましては、これ、大津の、県知事が行う研修を修了し
た者でなければならないというのが、知事または地方自治法第252条の19
第1項の、指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならないと変わ
りますけど、この第252条の19、第1項の指定都市の長というのは、これは
どこの首長のことなんでしょうか。これは豊郷町長も含まれているのか。また、
豊郷町長が行う研修、もし、豊郷町長でしたらね、町長が行う研修を修了し
た者でなければならないというのは、町独自で研修項目をつくってやるとい
うこともやるというふうになるのか、でも、従来型の大津の研修にずっと、豊郷
としては時間を割いて、きっと、交通費とその日の費用弁償は払っていると思
うんですけども、どういう形態を豊郷は今後考えているのか。そのことを目安を
ちょっと教えていただきたいと思います。

あと、未研修の人たち、今、研修修了者という方は5人だとおっしやってお
りますが、今、研修中の方もいらっしゃるんでしょうか、未研修の方、やっぱ
りこういうのは受けていただく方がいいに決まっているんですが、現在進行形
の研修されている方、全然研修は行ってない方は何人いるのかも説明してくだ
さい。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 今村議員さんの質疑にお答えいたします。

私の方、研修のこと等についてお答えさせていただきます。指定都市の長と

いうことではありますが、残念ながら豊郷町は指定都市には入っておりませんので、県内でいえば大津市ということに限定されると認識しております。それと研修中の者が何名かということ、ただいま1名の者が研修中であります。

以上です。

教育次長

議長。

河合議長

馬場教育次長。

教育次長

今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私の方からは68号でございます。先ほどの彦根市にある、2つの事業所ということで、それは私が全協の中でご説明させていただいたところですが、1つの事業所を利用されていたというご説明をさせていただいたと思うんですが、そこは一時保育で利用されていたということです。その方は申し込みをされておられました。その方は、1名の方が一時預かりで利用をされておられました。その方は申し込みをされておられます。

以上です。

今村議員

年齢。

教育次長

年齢につきまして2歳だったと思っております。

河合議長

今村さん、再質疑はありますか。

今村議員

はい。

河合議長

今村さん。

今村議員

家庭的保育事業に関する方ですが、一時保育ということで、2歳児の豊郷のお子さんがそういう家庭的保育事業所に行っておられて、保育園の申し込みはしていたという話ですが、その方は、現在は豊郷の保育所、保育園に通園されているのでしょうか。申し込みをして入所ができなかったから一時保育的にこういう家庭的保育を利用したのか、それとも家庭的保育を利用している中で、町の保育所も申し込んで、空きが出たので入ったのか、どちらのケースなのでしょう。最初に申し込んで外れた結果、一時預かり的に家庭的保育を選択されたのか、その事情を説明してください。

それから、放課後児童支援員という仕事、大変な仕事ですよ。だからそれも、毎年、人もなかなか集まらないって話なんです。こういう人たちがそういう支援員の研修をきっちり受けていただく、こういった体制というのはどういうふう、年度計画で、新しく入ってくれた方にも、それをきちっと、あれ、研修何回かあると思うんですが、受けていただいて、やはり学童保育の質を、指導員の皆さんの質の向上にもつながりますし、それは現在進行形、1人の方と言いますが、未研修の方というのに対して、仕事のいない時間帯の保証

とか指導員の補充とか、いろんなことあると思うんですが、やっぱり受けていただくような体制強化はどういうふうに考えておられるのか。その辺は、やはり、できたらもう定着してもらえるのが1番いいわけですから、そういうのはどんなことをやっておられるのか教えてください。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 ただいまの今村議員さんの再質疑にお答えいたします。

他市への入所の件であります、この方につきましては4月以降でありまして、緊急かつ速やかに入所という案件でありました。それ以上のことにつきましては個人情報的な絡みもありますので、ちょっと控えさせていただきたいと思えます。

また、研修の件につきましては、確かに学童の質を維持するあるいは向上を図るという意味で、確かに重要だということを考えております。ただ、学童の指導員の方の中には、もう研修はちょっと勘弁いただきたいというような方もおられますので、そういったところは今後いろいろと説得しながら、極力行っていただくように努めていきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 今、教育長がおっしゃった家庭的保育の4月以降の申し込みで、緊急性があって一時保護していたけど、町として保育園の入所をさせたというふうに私は理解したんですけど、そういう意味でよろしいんですね。その緊急性というのが、町の判断というのは、どういう条件が緊急措置をしなきゃいけない条件としてあるんですか。4月の時点で待機児童が出たわけですね、豊郷は。そういう中で育休延長とか、企業内保育の方に頼んでる人もいます。そういう人たちの緊急性と、町が認める緊急要綱、緊急保育措置の要綱というのはどういう形で決められているのか。これはね、そういう話を私言われたんです。うちは早うから申し込んでいても入れないけど、緊急的な何とかいうて、ぱっと行ってぱっと入れた子がいるとかね、そういうことをね、住民の皆さんからすごく不信感を持ってるからね、その辺、緊急だという判断をする基準、それをやはり全ての保護者に明らかにしないと、何でうちの子は入れないのにあそこの子はって、知っている人は言いますよ。そういうことをおっしゃる方はいらっしゃるので、この緊急要件ね、どういうふうな基準に持っているのかだけ、私も

お聞きしたかったので、教えてください。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 今村議員さんの再々質疑にお答えいたしたいと思います。

今の緊急的ということにつきましては、明確な要綱等は定めておりません。今後定めていく必要があるかということをおもっておりますが、あくまで緊急的、可及的速やかに対処しなければいけない事案であるというところ辺でご理解いただければと思います。

以上です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。

会議規則第39条の規定により、議第68号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び、議第69号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第68号及び議第69号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第14、議第70号豊郷町下水道事業の設備等に関する条例案から、日程第17、議第73号豊郷町下水道維持管理基金条例を廃止する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第70号から議第73号までを一括してご説明申し上げます。

まず、これらの議案につきましては、将来の下水道事業において下水道施設の老朽化や人口減少による料金収入の減少が危惧されている中、経営環境が厳しさを増しております。このことから水道事業と同様に地方公営企業法の適用化により経営状況を把握した上で、経営基盤の強化を図り、財政マネジメントの向上に取り組み、将来にわたって安定的で持続可能な事業とすることを目的に、令和2年4月1日から、豊郷町下水道事業としてスタートするため、地方

公営企業法の適用に伴う条例の制定や廃止、一部改正を行うものであります。

まず、議第70号豊郷町下水道事業の設置等に関する条例案については、地方公営企業法第2条第1項第1号及び同法第4条第1項ならびに同法第7条第1項の規定に基づいて下水道事業を設置するものであります。

次に、議第71号豊郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案については、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めるものであり、臨時または、非常勤職員の給与も会計年度任用企業職員の給与とするものであります。

次に、議第72号豊郷町下水道条例等の一部を改正する条例案については、地方公営企業法の適用に伴う豊郷町下水道事業を設置することから、関係する条例及び同審議会条例、受益者の負担に関する条例、同使用料条例に規定されている町長を管理者に改めるものであります。

最後に、議第73号豊郷町下水道維持管理基金条例を廃止する条例案については、地方公営企業法の適用に伴い豊郷町下水道事業特別会計が廃止されることから、豊郷町下水道維持管理基金条例を廃止するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第70号、関連した、ずっとありますが、総括的にお聞きしたいのですが、施設の老朽化、人口減少に向けて公営企業化するというお話であります。公営企業化することによって、財政運営、また各施設の維持管理を計画的にやっけていくんだと思うんですけども、下水道、下水管、豊郷町の場合は一気に面整備を進めて、全町をほぼ網羅する面整備が終わって、現状としては非常に接続率が高いから、供用世帯は非常に、県下では私は非常に進んでると思うんですけども、こういった中で、今後の下水道施設、また管の耐用年数というのはどのくらいを、あの何年かで一気にやりましたので、同時にまたそういう管の取りかえとか施設整備とか、出てくるのかなと思うんですけど、今、長寿命化といういろんな政策が言われて、そういうことも取り組んでいかれるんでしょうけれども、目安として、下水道の10年後ぐらいまで、10年も20年もありますけど、短期的に、豊郷の場合は、現在の供用人口、下水道料金徴収されておりますが、その中で人口減少に及んで、そういう供用人口が減っていくということを目安にして、国から緊急景気対策で、一定の交付税算入分の交付金もありますが、そんなお金も含めて、今の下水道料金、何年ぐらい維持管理

を考えているのか。今の料金体系を、近隣と比べてうちほどの程度にあるのか、やはりそういうことも見据えた公営企業化だと思うんですが、現時点での、町の方の、下水道事業における運営ならびに財政計画、下水道料金の負担金の、皆さんの料金徴収の計画の目安をちょっと説明していただけますか。

上下水道課長 議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

まず1点目の、基金の状況でございますけども、現在とり行われている下水道事業が特別会計というのを行っております。30年度の決算状況を見ていただきますと、黒字経営といった状況で結果が出てるわけでございます。それとあわせて、来年度に公営企業法の適用を受けて、公営企業会計とご存じいただいておりますように、水道と同様の会計方式に変わってくると。そうなりますと、減価償却費ならびに長期前受金という新たな考え方が発生していること、そして、大きく言いますと資産管理をしていくと。先ほど今村議員がおっしゃっていただきましたように、本町の下水道については平成2年に認可を受けております。認可を受けて、その後取り組んできたわけですが、全体的で、およそ約100%という面整備で完了しているところでございます。したがって、現在よく言われています管の腐食といった部分については、それほど危惧するところではないというふうには考えております。

しかしながら一方で、そういったように一気に工事をして一気に進めたところについては、耐用年数が大体、ものにもよるんですけども、45年といった目安になりますので、それとあわせて、今後の人口の動向を見ていますと減少傾向であるといったことから、総合的に考えますと、将来的に負担する部分が大きくなっていくと。そしてもう1点ですけども、使用料に関しましては、現時点、資産の整理とあわせまして将来的な見込みといったものを整理している最中でございます。そういったことから、現在のところでは、使用料については、今、現時点になりますけども、何とも言えないところでございますけども、担当課としては現状の料金を維持していきたいというふうに思っているところで、あわせまして、現状の料金の水準でございますけども、これにつきましては近隣の同規模の自治体とそう変わらないといったことになっております。

以上でございます。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 いいです。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。
お諮りします。

会議規則第39条の規定により、議第70号豊郷町下水道事業の設置等に関する条例案、議第71号豊郷町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案、議第72号豊郷町下水道条例等の一部を改正する条例案、議第73号豊郷町下水道維持管理基金条例を廃止する条例案を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第70号、議第71号、議第72号及び議第73号を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第18、議第74号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案及び、日程第19、議第75号豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第74号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案、議第75号豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第74号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案については、改正水道法に伴い指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制が導入されたことにより改正し、また、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、引用条文が変わることから、第32条の2中、第173条を第166条に改めるものであります。

次に、議第75号豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案については、学校教育法の一部を改正する法律により、資格要件に専門職大学の前期課程の修了が追加されたことに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について改正するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。
高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第74号について質疑をいたします。別表をごらんください。
この中の第2章、工事の施行というところですが、「更新を受けないことにより失効となった者を除く」とあるんですけれども、この更新を受けないという事業者が想定される場合はどういう内容で、そして今までに、どのくらいこういう事例があったのかというのを教えてください。

裏面にいきまして、第7条第1項の指定の更新をする場合、1件につき8,000円とあるんですけれども、これは新設となっています。今まではどうだったのか、これを設けることによってどういう変化が起きるのかというのを教えてください。

それから第75条です。布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者資格基準に関する条例ですけれども、この中で、こういう、この条例に関する採用者などは、今までにはあったのか、これからどのような形でこれが生かされていくのかというのを教えてください。

専門職大学の前期課程を云々という文言が入っているんですけれども、そういう、今までこういう事業をする中で、専門職というのはとても大事なことだと思うんですけれども、今後、町はこういう資格を持った人をどんどん入れていこうと思っておられるのかということを知りたいと思います。お願いします。

上下水道課長 議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、新旧対照表の第7条のところの、指定の更新を受けてないことによりといったことのご質疑でございましたけれども、これにつきましては今回新たに設けるといった更新制度になります。そういったことで、指定の更新を受けないことというのは、業者さん側の事情によりまして、更新をしない方という方がこの対象になっております。そういったことから、想定するとして、どれだけ出すというのがわからない状況でございます。

また、これまで、この指定給水工事事業者につきましては更新制度というのを設けておりませんでした。そういったことから新たに追加をしてきたことでもございますので、第7条のところの第1項の指定の、1件につき8,000円の更新手数料を取るといったことについても、新たに設置がなされるものでございます。また、この金額に関しましては県内を統一するといったことで、従来

から指定給水工事事業者制度の更新手数料の検討会というのがございました。その中で県内の公共団体が運営しています事業につきまして、この更新の手数料は統一をするといったことで、県内では8,000円というふうに決まったこととございます。

そして、第75号につきまして、今回、法改正によりまして専門職大学というのが要件に追加されたといったこととございますけれども、これにつきましては布設工事監督者ならびに水道技術管理者というのは既に存在をしているといったことで担当課では理解をしています。というのは、今回の法改正によるものについては、この資格を有する者の資格要件が追加されたといったこととございます。そういったことから、水道技術管理者については担当課長である私とございます。そしてまた、布設工事監督者についてはうちの課員の方が現場の管理をするといった意味で、これに当たってまいります。

あわせて、この専門職大学とございますけれども、この制度につきましては今年度、2019年の4月に誕生した制度ということとございます。そういったことで、お聞きいただいている内容の関係とございますけれども、これまでですと、従来からある大学といった部分につきましては、短大も含めてですけれども、学問を研究していくといったことの大学とございます。一方で、専門大学といったものが存在しますけれども、これにつきましては将来の職業に向けての技術を習得するといったこととございます。そういったことで、今回設置されました専門職大学についてはその間というふうにご理解をいただけたらいいのかというふうに思います。学問の追求と、またあわせて、将来的な技術を有する方を育てていくといった制度だと理解をしています。

以上とございます。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第74号について再質疑をします。

答弁を聞いていて、更新しない業者が出てくる可能性があるということをおっしゃったように思うんですけども、今まで、私たちの町には指定給水装置工事事業者というのは何件あって、そして、名前だけでお仕事をなさってなくて、こういう対象になるのではないかという事業者がどのくらい発生しているのかを教えてください。

上下水道課長 議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 高橋議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、更新を受けない業者が何者あるのかということですが、これまで登録制度であって、更新の制度自体がなかったといったことから、登録をしたらずっと登録のまま残ってしまいます。そういったことから、この指定工事店の登録を外してくれといった届け出がない限り、この件数というのがわからない状態なんです。今現在のところ、これまでで、この給水の登録を取り消しといった方は、今のところ届け出はありません。それとあわせて、実態として登録したときに既に高齢であった方については、その事業をやめている可能性というのは推測できるんですけども、今回、新たな制度によって更新をした時点で、その業者の件数とかについても整理ができるだろうといったことで、ご理解をお願いいたします。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありますか。

高橋議員 ありません。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第74号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案、及び議第75号豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第74号及び議第75号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

日程第20、議第76号令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）から日程第22、議第78号令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第76号令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）から、議第78号令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までの各会

計補正予算について一括してご説明申し上げます。

まず、議第76号令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,862万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を54億585万7,000円とするものでございます。

歳入では町税39万2,000円、県支出金606万5,000円、財産収入481万2,000円、寄附金7,000万円、繰入金2億202万9,000円、諸収入395万5,000円を追加し、国庫支出金1億283万2,000円、町債1,580万円を減額するものであります。

次に、歳出では総務費1億1,498万1,000円。民生費1,357万3,000円、衛生費207万円、農林水産業費29万9,000円、商工費68万円、土木費1,564万2,000円、教育費2,137万6,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では8ページ、款13国庫支出金、項2国庫補助金1億940万1,000円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金の減額によるものであります。

次に10ページ、16寄附金、項1寄附金7,000万円の増額につきましては、ふるさと納税に伴う寄附金であります。同じく10ページ、款17繰入金、財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に伴います財源調整におきまして、2億202万9,000円の増額を行うものであります。また11ページ、款20町債、項1町債1,580万円の減額は、国庫補助金の減額に係る起債の減額によるものであります。

次に、歳出では12ページ、款2総務費、項1総務管理費、目10地域づくり推進事業費1億1,145万7,000円は、ふるさと納税に係る積立金等によるものであり、同じく12ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目6福祉医療給付費1,122万3,000円は福祉医療費助成事業によるもので、また、目12障害福祉費1,321万1,000円につきましては、介護給付費、訓練等給付費の増によるものであります。次に13ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目3愛里保育園施設費1,199万3,000円の減額につきましては、保育士人材派遣委託料の減額等によるものであり、次に、14ページ款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁費の1,754万3,000円は町道整備事業費等によるものであります。

次に、議第77号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,466万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億9,167万4,000円とするものでございます。歳入では県支出金6,547万7,000円を追加し、繰入金80万8,000円を減額するものであります。

次に、歳出では保険給付費6,547万7,000円、諸支出金17万7,000円を追加し、基金積立金98万5,000円を減額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款3県支出金、項1県補助金6,547万7,000円の増額につきましては、保険給付費の増加に伴います普通交付金の増によるものであり、また、款5繰入金、項1一般会計繰入金80万8,000円の減額につきましては、保険基盤安定分、保険者支援分及び財政安定化支援事業の額の確定に伴うものであります。

次に、歳出では6ページ、款2保険給付費、項1療養諸費4,891万6,000円、項2高額療養費1,656万1,000円の増額につきましては、現在までの給付実績を踏まえ、令和元年度見込み額の算出によるものであります。また款5基金積立金、項1基金積立金98万5,000円の減額につきましては、一般会計繰入金の減額に伴います財源不足による基金積み立ての取りやめによるものであります。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金17万7,000円の増額につきましては、遡及による保険税還付金の増及び平成29年度特別調整交付金の再確定に伴う返還金が生じたものであります。

次に議第78号、令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

既定の歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ129万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ6,655万4,000円とするものでございます。歳入では繰入金129万9,000円を増額するものであり、次に歳出では後期高齢者医療広域連合納付金129万9,000円を減額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款4繰入金、項1一般会計繰入金129万9,000円の減額及び歳出6ページに、後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金129万9,000円の減額につきましては、歳入歳出とも保険基盤安定事業の額の確定によるものでございます。

以上、議第76号から議第78号まで一括して説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第76号令和元年度豊郷町一般会計補正予算につきまして質疑をいたします。

ページは10ページの寄附金につきましてお聞きします。ここに7,000万円、総務費の寄附金として豊郷小学校旧校舎活用寄附金、ふるさと応援給付金とありますが、現在、これを含めましてトータル幾らに達しているのかを教えてください。

それから、11ページの土木費です。道路補修計画に伴う補修工事。この工事概要を説明してください。それから12ページにおきまして、地域づくり推進事業費の中の12役務費が、相当な額出ているんですけども、この具体的な説明をお願いします。それから、同じく12ページの民生費におきまして、人権対策費の公有財産購入費とあるんですけども、これも、どこなのか、どのくらいの面積なのか教えてください。それから、同じく12ページの障害福祉費ですね、19の負担金補助及び交付金ですけども、身体障害者の住宅改修費助成事業補助金が出ています。今、この会計を組み立てる時点でどのくらいの要望があって、この事業は何件目なのかというのを教えてください。

13ページです。児童福祉総務費におきまして、指導員報酬の減額の背景、また同じく、今度は愛里保育園でも減額なっていますが、どのような背景があったのか。そして、委託料に関してはどの程度アタックして、そしてだめだったのかを教えてください。

清掃費についてお聞きします。委託料の一般廃棄物収・集運搬処理業務委託料が増額されていますけれども、これはどのような背景があったのでしょうか。

そして、農林水産業費におきまして機構集積協力金というのが出ています。これは説明を聞きに行きましたら、もう、農業をやっていけないという方々が、誰かつくってくれる人はいないかということで、営農とか、大規模にやろうとしている人たちに土地を提供するための協力金と聞きましたけれども、この予算を計上する時点で何件ぐらいが対象だったのか、また今後、この事業というのはどんどん生かしていった方がいいと思うんです。荒れ地を増やすよりも、今後、どんな展望を持っていらっしゃるのかを教えてください。

観光費についてお聞きします、豊郷町観光協会の補助金が出ていますけれども、この背景と、観光協会がどのような事業をなさって、どのくらい支出があったのかというのを議員としても知りたいところですので、この時点で、今年度、どんな事業、どんなお金が使われたのかを議会に示していただきたいと

思います。ご準備いただけますか。

それから土木費です。13委託料、これが減額となっています。この背景を教えてください。2の道路橋梁費につきまして、公共施設等適正管理者推進事業費とあります。これもよろしくお願ひします。同じく、町道路整備事業費についての説明もお願ひします。15ページです。日栄小学校教育振興費で多額の消耗品費が計上されています。これはどんな内容なのでしょうか。

以上です。

企画振興課長

議長。

河合議長

清水企画振興課長。

企画振興課長

それでは、高橋議員のご質疑にお答えをします。

まず10ページ、寄附金の部分ですけれども、本日朝8時半の段階で、トータルで1億4,380万程度となっておりますもう既に前年を超えております。

続きまして、12ページの総務費の地域づくり推進事業費の役務費の部分ですけれども、これにつきましては今のふるさと納税の返礼品、それからクレジットカードの決済の手数料、それから受領証明等の郵送料等を含めましてこの額になっております。

以上です。

総務課長

議長。

河合議長

北川総務課長。

総務課長

それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

町債の公共施設等適正管理推進事業債の対象になるものは、吉田秦荘線、吉田愛知川線道路改良業務でございます。

以上でございます。

人権政策課長

議長。

河合議長

西山人権政策課長。

人権政策課長

高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。

人権政策課、12ページの公有財産購入費179万円についてですけれども、道路整備の事業協力による用地買収費でございます。場所は大町で、平米数は136.62平米でございます。

以上です。

保健福祉課長

議長。

河合議長

森保健福祉課長。

保健福祉課長

高橋議員さんのご質疑にお答えいたします。

同じ12ページですが、3、1、12、19、身体障害者住宅改造費助成事業補助金46万6,000円です。当初1件見ておりました、さらに相談を受けましたので2件目を計上するものです。

以上です。

教育次長
河合議長
教育次長

議長。

馬場教育次長。

それでは、私の方からは13ページの3、2、1の1、報酬119万円の減額について、まずご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、学童保育の指導員の報酬の減額をさせていただいた部分です。その下の愛里保育園施設費の報酬720万円につきましては、当初嘱託保育士を8名で予算計上しておったわけですが、現在4名であるため減額をさせていただいたものです。また、13委託料につきましては、何者に当たったかということなんですけれども、何者かあったうち1名、1者に当たっております。その内容につきましては、登録というのは結構あったんですけれども、その内容が短時間の登録であって、フルタイムの登録がほとんどなかったので、今回ちょっと減額という形でさせていただきました。

あと、15ページ、日栄小学校教育振興費の消耗品費でございますが、こちらにつきましては、教科書改訂による教師用の教科書、指導書、デジタル教科書等です。

以上です。

住民生活課長
河合議長
住民生活課長

議長。

長谷川住民生活課長。

高橋議員のご質疑にお答えいたします。

13ページ、じんあい処理費の委託料155万5,000円ですけども、これは粗大ごみ回収でございまして、8月、9月に前期の方をやらせていただきまして、そのときに木質系の家具等が多く出されていた特徴がございまして、後期分も同程度を出されると思いますと、この程度不足するというので計上させていただきました。終活に向けた生前整理が行われているんじゃないかなと思っております。

以上です。

産業振興課長
河合議長
産業振興課長

議長。

山田産業振興課長。

高橋議員の質疑にお答えいたします。

14ページの農林水産業費の機構集積協力金が何件あったかということなん

ですけど、この時点で1件の方でございます。そしてまた、展望ということでございましたけども、この事業、今現在、農地を担い手の方、そして認定農業者の方に集積する事業なんですけども、5年後にこの事業の協力金は廃止されるというようになっております。そして7、1の商工観光費の方で、観光協会の補助金でございます。こちらの収入と支出金額等を教えてくださいということやったと思うんですけども、収入額、昨年度で言いますと、収入金額が1,136万4,832円で、支出の方が1,049万264円の支出でございました。事業内容等についてということですが、大きい内容といたしましては、通年を通して写真コンテストを実施したり、また先月、10月ですと、とよさとハロウィンというハロウィンの事業を開催いたしました。また年1回、町内をウォーキングするというような、豊郷の魅力再発見ツアーというようなウォーキングツアーを実施しております。また、町からの委託事業といたしまして、今現在行っておりますライトアップ事業、また、レンタサイクル事業とマンホールカードの配布等の事業を行っております。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 6番、高橋議員の質疑にお答えします。

14ページの8土木費、13委託料の地籍調査委託料につきましては、1筆地調査の面積が0.21キロ平方メートルだったのが、補助金の交付の関係で0.17キロ平方メートル、0.4キロ平方メートルの減になりましたので、その分の減額でございます。

続きまして、道路橋梁費の15工事費の道路整備事業費につきましては、ようやく5件の積算が終わりましたので、工事の計上をしたところです。あと、公共施設等適正管理推進事業費につきましては、今までは、舗装工事というのは社会資本交付整備交付金で申請できたものが、舗装の打ちかえだけでは社会資本を使えないとなりまして、この公共施設等適正管理推進事業費の方に計上しなければならなくなりましたので、その部分を上げているということです。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは再質疑をさせていただきます。

12ページです。この中で用地買収費というのが大町で行われたということ

なんですけれども、あと、私たちの町の場合、いろんなところに道をつけるとか、そういうのが想定されるんですけれども、これは当初には全く予想がつかなかったものなんでしょうか。

それと13ページです。学童の指導員さんの分だという、減額ですけれども、これに関しては何月にやめられたのかとか、やめる、できたらね、指導員さん、同じ人がずっとやっていただくのがとてもいいかと思うんですけれども、おやめになった背景など、わかっていたら教えてください。それから保育士の減額部分については、嘱託が8名予想していたけれども4名だったという、その背景なども教えてください。人材派遣に依頼していてもなかなか応募する人がないということなんですけれども、今、保育士同士の連絡網でもって、意外と勤め先を得ている方もそこそこあるんですけれども、今後もこの人材派遣のところを頼っていかれるのかどうか、このような予算計上は、今後もありうるのかどうかについて教えてください。

それから土木費の委託料なんですけれども、どの地域の地籍調査だったのか。また、道路橋梁費の町道整理事業、これに関しては5件という数字はわかりましたけれども、どこの部分なのかを教えてください。

以上です。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 高橋議員の再質疑にお答えさせていただきます。なぜ当初で計上できなかったのかというご質疑ですが、年度当時、その場所には建物が建っておりまして、その建物によりちょっと道路が寸断されているような状況にございまして、その建物を壊さったという経過がありますので、年度中ということで補正という形になっております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場教育次長。

教育次長 それでは高橋議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

13ページの報酬の減額理由ですけれども、こちらにつきましては、4月当初から学童の指導員は1名であって、11月1日から採用になりました。それで7カ月分を減額したというものです。あと、愛里保育園の委託料につきましては議員の皆様のご理解をもって、専決でご承認をいただいた件ではございますけれども、現在は保育士同士のネットワークで保育所を確保しておる現状です。この予算を今後どうするのかということにつきましては、必要に応じてと

いうふうに現在は考えております。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の再質疑にお答えします。

先ほど私、5件と申しましたけれども、修繕費も含めて5件で、工事費につきましては2件です。訂正をお願いします。すいません。

その内容につきましては、まず、下学校道線、側溝ぶた修繕工事。それとう1件が三ツ池防災道路、道路修繕が三ツ池防災道路、道路修繕工事でございます。あと、地籍調査の地区は吉田地区でございます。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、議第76号令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）について質疑します。

まず5ページ。ここに地方債補正ということで、変更のあれが書かれているんですけども、限度額変更ということではありますが、それ、3つありますけれども、地方債の借りが決まったところで、この利率が5%以内というのを全部書いてあるんですが、償還の方法は融通先の条件によると書いてるんですが、町としては、これは、公共事業債等は結構、近畿財務局とかそういうのに、政府債をお借りすることも多いと思いますが、この利率は、今そういう地方債のレート、年数によっては0.0なんぼぐらいとか、ありますが、これは、かつて土木債の5%以上は繰上償還、政府債でもできましたよね。この5%というのは非常に高い利率なんですけれども、この3つはどのくらいの償還年数と利率設定を、町としてはイメージしているのか。借入先も含めてね、縁故債も考えているのかどうかわかんないけど、融通先にもいろいろな条件があると思うので、そのことをちょっとわかる範囲で。繰上償還できるのはどれとどれとかね、その辺をちょっと説明してください。

次は10ページです。款17繰入金で財政調整基金を繰り入れているわけですよ。今年度7億4,540万9,000円。これで通れば入れるわけなんですけれども、増額繰り入れをした時点で、残る財調の残りは、現在高は幾らかちよ

っと教えてください。

次、続きまして12ページで、企画費で、委託料で、建築設備技術遺産、展示設置業務委託料ということで82万3,000円というのが上がってるんですが、技術遺産という、これは一体どこのどれを技術遺産で委託して、どういふことをされるのか説明してください。

そして、先ほど高橋議員も言ってましたが、用地買収、大町133.62平米のところですが、これ、道が改修すると、建物がなくなって道路を使うという話ですとか、具体的に場所がどこなのかわからないんで、どこの場所なんかというのを、場所をちょっと教えてください。

そして民生費の12番、障害福祉費で、扶助費で介護給付費、訓練等給付費で1,177万7,000円の増額補正なんですが、これは、どういう人たちの障害者、そういう障害者自立支援法に絡む介護給付の関係なのか、訓練等給付費とか、相手ありますが、この増額補正の内訳を教えてください。

そして13ページの、この愛里保育園の、ここに防犯カメラ設置工事。ここでは319万。ほんで幼稚園、学校とそれぞれの、それなりに相当な金額の防犯カメラ設置工事費が上がってるんですが、これまでも防犯、カメラ設置工事費って上がってました。今回、これだけの結構な増額補正をされて、保育園、幼稚園、小中学校の防犯カメラ設置工事はどういう目的ですするのか、ちょっと渡ってますけど、説明をしてください。

そして14ページは、先ほど説明はありましたけれども、町道の関係で、修繕料等と工事請負費が、いまいちよくわからなかったんですが、場所、もうちょっとはっきり言っていただけないでしょうか。その場所と。

それで、16ページに、東京オリンピック聖火リレー負担金というのが46万あるんですが、これって豊郷町の方が、何か聖火リレーにかかわることがあるんでしょうか、そのランナーの1人にでもなるのか、それとも押しなべて全部に振り分け負担にされているのか、それだけ教えてください。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 今村議員の質疑にお答えいたします。まず5ページでございます。

起債の利率でございますけれども、5%以内といたしますのは、これは限度でございますので、実際には1%以内ということでございまして、償還の期間は20年の予定をしております。繰上償還につきましては可能な限りという思いでございます。また10ページでございます。10ページでございますが、財政調整基金の残高でございますが14億5,000万円程度でございます。

以上でございます。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは今村議員の質疑にお答えをします。

12ページ総務費、6企画費の委託料の83万ですけども、これにつきましては講堂のステージの地下にあります石炭のボイラーが。今年度、建築設備技術遺産というもの認定をされまして、その認定証と認定盾をいただきましたので、それを、旧校舎の展示室の中に展示するための展示ケースをつくるということで予算を見ております。

以上です。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

場所なんですけども、大町教育集会所から西に30メートルぐらい、彦根ゼラチン(株)の方を向いて行ってもらおうと、右手に改良住宅があるんですけども、その西側になります。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

同じページ、12ページの、3、1、12、20の扶助費、介護給付費、訓練等給付費1,177万7,000円ですが、全体で見ますと、当初167人を見込んでいましたが、対象が173人に増えているということで増額しております。これは障害の手帳を持っている方で区分が出ている方、A型作業所の利用やホームヘルプサービスの利用が増えていることから増額をさせていただいているものです。よろしくお願いたします。

教育次長 議長。

河合議長 馬場教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

教育委員会関係のところ、あらゆるところに工事請負費、防犯カメラ設置工事というのを上げさせていただいているんですけども、こちらにつきましては警察の、今現在、各小中学校等には防犯カメラが設置されているわけではございますが、今回、警察の方に一緒に現場を見ていただきまして、ここにこのようなものがあつたらいいだろうということで検証していただきました結果

等で、このような金額になったものでございます。以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 1 2 番、今村議員の質疑にお答えします。

修繕費と町道整備事業費の場所をとということなんですけれども、修繕費では下学校道線ほか側溝修繕工事です。これは安食西でございます。吉田東出中道線側溝修繕工事を吉田で見えております。石畑八町東西線側溝ぶた修繕工事、これは八町でございます。工事の方につきましては、先ほど言いました下学校道線の側溝ぶた修繕工事につきましては、これは安食南、三ツ池防災道路修繕工事につきましては、これは三ツ池になります。

以上です。

今村議員 三ツ池のどこなん、場所を教えてください。

地域整備課長 三ツ池のところにつきましては、集会所の近くになります。

社会教育課長 議長。

河合議長 岡村社会教育課長。

社会教育課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

豊郷町の方がかかわるかということなんですけれども、聖火リレーなんですけれども、来年の5月28日、29日に滋賀県の方で開催をされます。滋賀県では全市町で聖火リレーが行われるということで、豊郷町では、29日の金曜日の日に豊郷町内を走られることになりますので、豊郷町でもかかわっていくということになりますので、よろしく願いいたします。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第76号令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）を予算決算常任委員会に、議第77号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）及び議第78号令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を文教民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第76号予算決算常任委員会に、議第77

号及び議第78号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。13時30分より再開いたします。

(午後0時24分 休憩)

(午後1時27分 再開)

河合議長 それでは皆さん、おそろいですので再開いたします。

日程第23、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うようよろしくお願いいたします。

また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆様にはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、鈴木勉市議員の質問を許します。

鈴木議員。

鈴木議員 それでは一般質問をいたします。

まず、庁舎建てかえ事業について問います。

9月議会に、庁舎建てかえ事業の工事費として、およそ13億2,400万円が予算化をされましたが、1つは、その工事費の内訳について資料の提出と説明を求めます。

2つ目は、建てかえ工事をどのような方法、手順といたしますか、どれぐらいの工期で行う予定なのか、その説明を求めます。

3つ目、建てかえ工事について、私は、町民への説明を行うべきだと考えますが、見解を明らかにしていただきたいと思います。

次に、引き続き、補聴器購入に対する補助制度の検討を問います。

9月議会で、この問題について質問をいたしましたが、調査研究をして、高齢者の皆さんが元気に日々を送れるように、今後とも検討をしていきたいとの回答でありました。

そこで、今、どのような調査検討をされているのか、また、その見通しにつ

いて明らかにしていただきたいと思います。

3点目、引き続き、国保税の引き下げについて問います。

豊郷町は、今年度、県下で唯一国保税が引き下げられ、町民の皆さんには感謝されましたが、1つは、今年度の給付額ならびに基金の見通しについて説明を求めます。

2つ目、直近の仮係数による来年度の標準保険料が幾らぐらいになるのか明らかにしていただきたいと思います。

4点目、投票権行使にかかわる不平等の是正について問います。

10月に行われた町議会選挙の投票率は、町民にとって一番身近な選挙にもかわらず、63.39%と過去最低の投票率を記録しましたが、この結果についてどのように考えているのか、見解を明らかにしていただきたいと思います。

最後に、小中学校教職員、教師の働き方の現状について問います。

子供たちの命が輝く行き届いた教育を実現していくためには、教職員の働き方を改善していくことが必要だと考えますが、次の点について問います。

1つ、町内の教職員の勤務の実態を明らかにしていただきたいと思います。

2つ目は、教職員の健康保持のためのストレスチェックが実施されておりますが、その現状について説明を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、私の方からは、「庁舎建て替え事業を問う」と「投票権行使に関わる不平等の是正を問う」の2つのご質問についてお答えしたいと思います。

まず、庁舎建て替え事業の関係でございますが、今ほど、豊郷町役場庁舎建て替え工事の設計金額ということで、工事費と管理委託料の金額をお示しさせていただきました。本来ですと、鈴木議員、おっしゃるように内訳ということでございますけれども、県の指導もあり、まだ入札が終わっていないので、細部にわたる金額については控えた方がいいということで、好ましくないという指導を受けましたので、この工事費と管理委託料の金額のみということでご了承のほどお願いしたいと思います。

次に、手順といたしましては、昨年6月、9月、12月の全員協議会で既存建物の耐震診断の判定報告書によります、地震時に3階屋根が脱落するおそれがあるというようなことをご報告させていただいたところでございまして、そういう部分も含めまして、今現在のところは、都市計画法の60条証明という証明の申請をしております。それとまた、建築確認申請を経ますと、年度内

には入札を執行できるのではないかというふうに考えております。

契約、議決後に速やかに工事着工、工期といたしましては、約2年間程度というふうに考えておるところでございます。

また、町民への説明につきましては、町民の皆様には、先の行政懇談会でも、今の現状についてはご報告をさせていただきまして、また説明をする機会を与えていただけるならばということで考えておりますし、今後も、工期等の明確な時期がわかってまいりましたら、広報等でお知らせをしていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、投票権行使にかかわる不平等の是正についてと、是正を問うということでご質問をいただいております。この件でございますけれども、町議会議員選挙という最も身近な選挙で投票率が低かった点、これにつきましては、去る12月2日の定例の選挙管理委員会において報告をさせていただきました。今年度の選挙、4回の選挙も終わりました結果、統計もとりまして、今後、十分な検討をしてまいるということで、今後の流れを委員長にもご確認をし、進めることを12月の定例選管で決めたところでございます。

以上でございます。

保健福祉課長

議長。

河合議長

森保健福祉課長。

保健福祉課長

鈴木議員の補聴器の補助制度についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず1番の今、どのような調査検討をしているのかについては、9月に議員からいただいた資料をもとに、先進自治体の事例を調査し、検討しております。

2番目のその見通しについてとのお尋ねですが、9月定例議会で、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を可決いただき、国へ意見書を提出いただきました。当町としましても、実現に向けて、医師会と関係機関と連携し検討していきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

医療保険課長

議長。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、鈴木勉市議員の「引き続き、国保税の引き下げを問う」のご質問にお答えします。

まず、1番目の今年度の給付額、基金の見通しについてですが、給付額につきましては、令和元年9月診療分までの月額給付費平均額が約4,346万円で、平成30年度の月別給付費平均額が約4,180万円となりまして、約3.97%の増加となっております。また、被保険者1人当たりでは、本年度、

月平均額が2万3,809円、平成30年度の月平均額が2万1,991円で、約8.27%の増加となっております。

また、基金についてですが、今後の給付動向による増減を全く考慮しないものとして、12月補正予算後の基金積立見込み額が5,330万4,253円となります。②の直近の仮係数による標準保険料率につきましては、現時点での1人当たり保険料額が12万6,192円となっております。

今年度の確定係数に伴います保険料額が11万2,630円でしたので、額にして1万3,562円、率にして12.04%の増となります。

なお、今回の仮係数での試算につきまして、特定検診等の保険事業分の一般会計繰入金を全額国民健康保険税で負担するものとして試算を行いました。保険料額への影響を考慮いたしまして、確定係数に伴う本算定におきましては、一般会計繰り入れを実施するものとして算定を行う予定でございます。

一般会計繰り入れを実施した場合の保険料額については、おおむね1万程度の増額になると現時点では考えております。

以上です。

教育次長

議長。

河合議長

馬場教育次長。

教育次長

それでは、私の方からは、鈴木議員の「小・中学校教師の働き方の現状を問う」のご質問にお答えをさせていただきます。

①の町内の教職員の勤務実態についてでございますが、教職員が健康でいきいきと働くことができ、子供1人1人と向き合う時間を確保するために、教育委員会でも、学校における働き方改革を推進しています。

教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導に集中できる環境整備に取り組むことは、教育委員会としても重要であると考えております。公立小中学校教職員の勤務時間につきましては、校長より、毎月、時間外労働申告書の報告を受けておりますが、なかなか超過勤務時間の縮減が進まないのが実情であります。子供と向き合う時間の確保のため、また、教職員の健康保持のため、公務の効率化を図るなどして、早く退勤するよう、各職場において、管理職が積極的に取り組むよう指導を行っているところでございます。

②のストレスチェックの現状についてでございますが、本町では、平成30年度から、教職員の健康診断とあわせて実施をしております。質問事項に、各職員が自分の状況にチェックを入れることで回答いたします。そして、約1カ月後に本人に結果が送られてくるという状況です。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質問はありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 どうぞ。

鈴木議員 順番にいきます。まず、庁舎の建てかえ事業についてですが、本来9月議会で聞いておくべきだったのかもわからないのですが、9月議会に提案をされた債務負担行為ならびに補正予算の事業名が、増改築事業ではなしに、庁舎建てかえ事業となっておりましたので、今回も庁舎改築事業ではなしに、庁舎建てかえ事業と呼称をさせていただきました。これについて、何でという質問が、実はさまざまなところからあったのですが、私、庁舎建てかえの予算が初めてこの予算に提案された事業名が建てかえ事業になっていますので、建てかえ事業ということで質問させていただきましたというふうにお答えをしてるんですが、まず最初に、私の頭の中にも、庁舎増改築事業というのがちょっと頭にすり込みがあるんですが、9月議会の予算書は建てかえ事業ということになっていました。その意味では、本来、その9月議会で質問すべきだったと思いますから、その点を陳謝しておきたいと思いますが、いただいている図面は、庁舎増改築事業とかいうふうになってるんです、図面の小さなところは。予算書は建てかえ事業となってるんですが、この事業名が建てかえ事業になったことについて何か理由があるのか、あれば説明をお願いしたいと。これから、建てかえ事業ということになると思うんですが、その点の説明をまずお願いしたいと思います。

それから、工事の手順ですが、今、都市計画法を申請されていて、この前あった5億数千万の入札が今年度内、来年の3月ぐらいまで何とかできそうだという回答だったと思うんですが、その前に、ちょっと私が聞き漏らしたのかもわからんですが、地震が来れば爆発をすとか何かおっしゃいませでしたか。その意味がよく、地震が起きて爆発するというのは、一体どこが爆発するのか。私の聞き間違いであれば訂正をしていただきたいんですが、そういう意味の回答だったと思うんですが、地震が来たらどこか爆発すると。爆発って怖いなと思って聞いたんですが、地震が起きたら、どこが爆発する、聞き方もよくわからないんですが、という説明があったようなので、もう少し、地震があったらどこが爆発するのか説明を、怖いなと思いましたので、まず説明をお願いしたいと思います。

それから、町民への説明については、行政懇談会や広報でこれからやっていきたいというふうなことだと思うんですが、1つは、この広報等で説明するというんですが、これ、当たり前なことだと私は思ってお聞きするんですが、13

億2,300万という予算が提案されているわけですから、少なくとも、最低限、こういう完成図になる庁舎をこの場所に、これぐらいで、この時期でという、よくありますよね、完成図とか、それから工事費とか、最低限、これはどこでもつくりますよね。でも、予算が提案された限りには、そういうようなものはつくられていると、用意されているというふうに私は思うんですが、少なくとも、まず最低でも、私は、そういうものをつくって、丁寧に、広報とかいうのではなしに、説明する機会を検討すべきじゃないかと思うんですが、そういうパンフレットとか完成予想図とか、何とかのかわかりませんが、そういうようなものを作成すべきだと私は思いますが、その点について見解をお伺いしたいと思います。

それから、13億2,000万という予算ですが、予算がこれ以上増えないのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

平成26年から、行政懇談会で庁舎の問題が取り上げられて、この報告書があります。この報告書を見るだけでも、例えば、平成25年5月時点では約6億、平成26年1月になると約7億になっておる。ここに書かれてるんですが、平成26年3月で約8億と、いろいろなことがあるでしょうが、年々増えてるんですよね。心配いたしますのは、危惧をいたしますのは、本当にこの13億2,000万円以上、これから、実は、まだもう少しありますのやということになるのかどうか、回答をお願いしたいと思います。

それから、ランニングコストですね、どこかでランニングコストお聞きしたときに、800万ぐらい、年間ちょっと忘れましたが、一度お聞きしておるんですが、最終的にこの案で行く場合のランニングコストが幾らぐらいになるのか、その説明をお願いしたいと。

それから、工事費の内訳がまだ入札されてないので、それを公表するとという県の指導があったというのは、それはそれで理解をするわけですが、少なくとも、この13億2,000万円したときの例えば、今日いただいたのではその設計管理費ですけど、大まかで13億何ぼの例えば解体費が幾らだとか、13億2,000万というのは公表されているわけじゃないですか、13億は。それはもう表に出てるわけですから、そんなに入札に影響するのかなというの正直思うんですよ。私がここでお聞きしたかったのは、少なくとも、例えば解体費が幾らで、いろいろあるじゃないですか、そんな細部の内訳まで説明をしてくれと、そんな質問をしたつもりはありませんので、せめて、例えば解体費が幾らで何が幾らとか、ちょっと私詳しいことわかりませんが、少なくとも大枠でのそれぐらいの資料の説明をお願いしたいと思うんですが、いかが

でしょうか。その地震があると爆発するのも、もう少しきちっと教えていただければと思います。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、建てかえ工事という名称になったわけでございますけれども、以前から申し上げておりました市町村役場機能緊急保全事業という事業債の交付税措置をしていただこうと思うと、増改築という言葉では認められないというようなヒアリングの中で出てまいりました。あくまでも建てかえでないと、この交付金はおりないということでございます。

ですから、今のうちの見通しでいくと約3億円程度を見込んでおりますので、その部分については、ヒアリングの中でそういう指導を受けたという中で、今後は建てかえ事業という名前を使うというようなことになって、鈴木議員のおっしゃるとおりでございます、ご指摘のとおりでございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

また、先ほど、私、ちょっとはつきりとお話が言えなくて申しわけございません。脱落でございます。このはりが、この柱と天井のはりというものがございまして、それが弱いために、揺れが起こったときには、この議場の上でございまして、脱落のおそれがあるというような報告書をいただきましたということでございます。すみません、脱落でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、行政懇談会は11月30日にごさしまして、各区長さんからのご意見、特に二字からご意見をいただきましたので、そのところでご説明をさせていただきました。区長さんによりましては、また区民の中でわからんことがあったら、わしから説明するというふうにおっしゃっていただいた区長さんもおられましたし、そういう部分では、またご説明の機会があればというふうにはお話はさせていただいたところでございます。

それと、広報は、先ほどおっしゃっていただいたように、やはり広報の中でという中にはありますけれども、別冊と申しますか、ある程度特集を、きちっとした明確な図面も、議員おっしゃっていただいたような形にしたいというふうに考えております。

それと、13億の金額で本当に大丈夫なのかということでございますけれども、これは再三再四設計業者との協議の中で、いろいろと協議した中ではござ

いますけれども、何分、世の中がどういうふう相場が動いておるといのが、ちょっとそこら辺は私の中では十分把握できてないので、今、設計業者との中ではこの金額でいけるのではないかと。入札がどのように進むのかということで、金額はこの辺が妥当ではないのかということで、設計業者からは説明を受けておるところでございます。

また、ランニングコストでございますけれども、これにつきましては、太陽光発電等、またいろいろと今後の部分がございますので、まだ具体的な数字は算出できておりませんので、申しわけございません。

それと、工事費の内訳でございますけれども、ざっくりとと申しますか、いろいろと金額が推測されるとという話を、県も大分心配をしておりますので、どう言いますか、工事については10億ぐらいだとと経費が要るのかなというように、そういう単純な発想とか、例えば、解体ですと1億要らないのかなとか、そういうふうな形を考えております。それと電気設備でやったら2億円ぐらい要るのかなというように説明を、私なりに把握をしておるかなというように、ざっくりとで申しわけございませんが、そういうような感じを考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、9番、鈴木議員さんの一般質問にお答えします。

年々増加してきたというのは、これは、1つは消費税が5%から8%になって、それで増加したと。当初から、この今の現状やったら6億でいけますよというのが、それから7億になって、それから東日本大震災、国体となるごとにどんどん増えてきたということでもあります。

いろいろ国体会場、いろいろな全国でも病院の建てかえ云々でも、相当5億、10億の予算が膨らんできているというのは、そういうところだと思います。

議員、おっしゃったとおり、これでいけるのかと言われると、私も内心は、実際のところ、これ、入札をしてみなわからない。何で言うたら、これ、人手不足でまだまだ厳しい状況が今後続いていくだろうと。特に、土木の方の数、技術者確保が今大変な時代になっているというのが実情でございますので、それだけご理解いただきたいなど、このように思います。

そして、広報というか町民への説明ですけれど、選挙のときには、個人演説会で8会場でさせていただいたり、街宣で2回、1日ほどさせていただいております。ただ、そのときにお伝えしておった可動式の議会云々の話が、町民の

皆さん、一番関心を持っていただいたようでございますし、先月、過日の区長会でもそういうお話がありました。実際、この可動式の議場をつくっておられるところは、そこは1つの集会というか、そういう形のものをつくるとというのが1つは目的であって、うちの場合は、隣保館や豊栄のさとやいろんなどで、要するに会議室もありますし、それとまた可動式をすることによって、スペースが広がってきて収納するのに面積が広がると、そういうこともあって、実際に、それは建設費用にどうなってくるかという、余計費用がかかってくるという恨事で、そういう思いでありましたので、実は、可動式はもうやめたということであります。

そして、説明の方は、しっかりと私も政策の報告書の中でさせていただきたい。そして、また、ちょっと説明に来いとおっしゃったら、ぜひとも出向いて説明もさせていただくつもりはしておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

河合議長 鈴木議員、再々質問ありませんか。

鈴木議員 説明につきましては、声がかかれば出かけて行って説明をしたいという回答でありました。非常に、今までとは、トーンが違う回答だったので、ぜひ、そういうふうをお願いをしたい。というのは、これまで、私、2013年の9月議会、2014年の3月議会、2015年12月議会、2016年の12月議会で、たびたび、アンケートを実施してはどうかとか、町民に丁寧な説明をしたらどうかということをお聞きしてまいりましたが、残念ながら、積極的に出かけて説明もしていくという回答ではなかったのですが、今は、お声がかかれば出かけて行って説明もするということでありましたので、ぜひ、それはそういうふうにしていただきたいと思いますと思うんですが、それはさておきまして、非常に、先ほどの総務課長の答弁にびっくりをしてるんですが、議会の天井が脱落するというのは、落ちることなので、そんなこと、今まで一度も聞いたことない。私の記憶があれば、また訂正をしていただきたいと思います。確か全員協議会でもそういうようなことを、天井が落ちるなんていうのは聞いたこと、今日、初めてお聞きをしたように思うんです、私。今まであったかもしれない。もし、私の間違いであれば、それは指摘をしていただきたいと思います。

というのは、これまでは、私たちも、例えば、旧館は耐震診断がないということははっきりしてるから、この解体はやむを得ないだろうというふうに考えてるという見解を公表しています。そういう立場に立っています。

ところが、今の話だと、この議場の天井が脱落するという事は耐震がない

ということですか。今まで本館は、耐震診断の結果、補強でいけると。その前提に立って議論もしてまいりましたし、質問もしてまいりました。ですから、本館は残して、こういうふうにするべきではないかという質問をしてきた、その道で。ところが、今の総務課長の答弁だと、地震が来て脱落するといったら、本館に耐震がないということですよ。

お聞きしたいんですが、私、初めて聞いたような気がするが、そうだとすれば、そういう調査というか、それが調査になるのかどうかわかりませんが、そういうことになるということが、いつ調査されて、いつ頃わかっていたのか。

私自身は、今日初めてお聞きしたと思っておるんですが、今日まで説明がなかったのか。これ3回目になってしまいますので、私も非常にびっくりをしているのですが、詳細な説明をお願いしたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再々質問にお答えしたいと思います。

この天井の脱落の件でございますけれども、昨年6月に、既存建物耐震診断等の判定報告というものを、日本建築総合試験場というところをお願いをしまして、そのとき、昨年6月議会から12月議会の3回の全員協議会の中で、6月のときにはまだ結果が出ておりませんでしたので、今、途中経過として、そういうおそれがあるということを知っておりますというようなことで、軽量コンクリートが、揺れによっては落ちてくる可能性があるということを知っておりますというようなことで言わせていただきました。また、9月議会の中では、それとは別に耐震補強をするならば、スラブを入れなければならないと。スラブというのは、斜めの鉄骨の補強でございますと、それをすると、今後予定しております会計室とか税務課のところの窓口のところちょうどそのスラブが入ってくると。そうなってくると、窓口をどこか違うところに移設しなければならないというようなことが出てまいりますということで、12月には、本館を残した場合と本館を取り壊して、別館の北側に新しく建て直すとの差額が3億程度予算が違ってくるというような報告で、ちょっと3回に分けて、分割して説明をさせていただきましたので、ちょっと曖昧な説明になったかもわかりませんが、そのようなことをご報告をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

河合議長 鈴木議員、ほかの再質問はございますか。

鈴木議員 今の問題でもう少しお聞きしたいことありますが、3回終わりましたので議

ります。

次に、補聴器の問題について再質問いたします。

今、検討していただいているということですが、9月議会では、町長ご自身の経験もお聞かせいただくとともに、今後とも検討してまいりたいと思いますので、情報があれば課長の方まで寄せていただいて、ともに研究をさせていただきたいという回答でありましたので、議会終了後、今、担当課長の方からもお話がありましたが、資料を幾つか提出させていただいておりますが、若干紹介だけをしておきたいと思います。

今、全国で、この補聴器助成を行っている自治体ですが、購入費を助成補助しているところが東京の7つの区、岩手県の大船渡市などの7つの市、2つの町、1つの村で、補聴器を現物支給しているところあります。補聴器を現物支給しているところが、東京の2つの区と北海道の北見市などの4つの市が現物支給をしていると。その制度設計も、例えば、対象が多くは65歳以上が対象になっていますが、東京の千代田区は、なんと20歳以上が対象なんです。これ、加齢による補聴器じゃなしに、福祉サイドからのだと思っんですけど、東京の千代田区は対象が20歳以上になっています。

また、補助内容についても、補助額が大方2万5,000円から3万5,000円ぐらいのところが多いんですが、先ほど言いましたように現物支給のところもあったり、また、東京の江東区では、制度設計といたしまして、耳鼻咽喉科を4つか5つ指定されてるようですが、指定をされて、そこで検診を受けて、そこで補助制度にはまれば現物支給がされると、こういう制度になっているようであります。

実にさまざまなんです。そういう意味では、この制度自体がまだ始まったところであり、これからさまざまな検討、研究がされて、高齢化社会が進む中で、よりよい制度へと発展していくんだろっと思っますが、ぜひ、豊郷町においても、県内に先駆けて、新年度の実施に向けて、具体的な検討を再度求めたいと思っますが、見解をお願いしたいと思っます。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の補聴器の補助制度についての再質問にお答えさせていただきます。

今ほどご紹介いただきました各東京都の区や市、また町、村の方にも直接お電話をさせていただきましてお話をさせていただいたところです。

東京都につきましては、2分の1の補助があるということで、実質各区からの持ち出しが少ないというようなこともあるようです。また、9月のときにご

紹介いただきました福岡県の粕屋町さんなんですけど、そちらにつきましては、平成28年に廃止されてるということで、今現在は、長野県の本曾町さんと静岡県長泉町さん、そちらの方でされてるようですので、また、そちらの方を参考にさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質問ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員、どうぞ。

鈴木議員 国保の問題ですが、私も問い合わせたところ、まだ、今年が県の制度に移行して初めてなので、確定係数を出すのが少し遅れてるというようなことでありましたが、1つ思いますのは、県段階での繰越金がどれぐらいになっているのか知りたいなと思うんです。この標準保険料を算定する場合に、今、県の繰越金がどれぐらいあって、例えば、その繰越金のうち、どれほど、この保険料算定の中に繰り入れていくかによって、この標準保険料が大きく変わってくるなと思うんですが、わかっていればの段階でいいですが、例えば、事務段階での会議等で、今、県の繰越金がどれぐらいあって、どのような議論がされているのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

2つ目は、先ほど、仮係数の段階での回答がありました。県のホームページでデータが公表されていますので、それも見てみましたが、それだけですと、先ほど回答がありましたように、豊郷町が1万3,562円、仮係数の段階の値上げで、甲良町がさらに高く2万424円の値上げになっていますが、豊郷町が県下で2番目に高いという仮係数の段階での話になっています。

先ほどの話で、特定検診を一般会計からの繰り越しで事業種目変更といえますか、事業変更すれば、その計算で1万3,562円がおおよそ1万円程度ぐらいになるのではないかという回答がありました。

そうしますと、今年下がったわけですが、今年度の水準を維持していくためには、国保加入者が大方1,980人ぐらい、約2,000人ですから、上がる部分を基金から持ち出すとすれば、大方2,000万円必要になるということになるかと思うんですが、ここでは、ぜひ基金を繰り出してでも、今年の水準を維持することを求めておきたいと思います。

もう1つは、今年の水準を維持する1つの方向性として、資産割の廃止との併用検討を求めておきたいと思います。今年の3月議会で税務課長、来年度、今年度、令和元年ですが、国税の資産割については計画どおり毎年減少させていく考えで、被保険者のほぼ全世帯で税額が減少する見込みだというふうに

答えられています。

また、医療保険課長からは、一括廃止も含めて、来年度の県の、今の現のを見きわめながら検討したいと。3月時点では、資産割を一括に廃止した場合に、およそ140世帯で税額が増える見込みだとありました。この方たちは資産があるから増えるということになるかと思うんですが、先ほど言いました、今年度の水準を維持するために、資産割の廃止や基金の活用も含めて、来年度、最低でも今年度の水準の維持を求めますが、回答をお願いしたいと思います。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の再質問の方にお答えさせていただきます。

まず、県の繰越金につきましては、今、県全体で約14億円あるというふう聞いております。ただ、今年度の確定係数に伴います納付金と県全体の給付の方向性が、現時点で予算を恐らく割るであろうということですので、その14億が全て来年度の保険料率の方には使えないという説明は現時点では聞いております。ただ、最終的に、今現時点で、今現在、各市町の担当課長の方で構成しております市町連携会議というのがありまして、それで来年度の繰越金をどう活用していくのか、全額を来年度の保険税の引き下げに使うのか、一定額は繰り越して、県の留保財源として持って、一部は引き下げに使うのかと、今現時点で議論の方をしておりますので、最終確定係数が12月の年末に恐らく出るかと思えます。その確定係数を見て、最終的な判断を、また議論の方がなされていくのかなというのは現時点では考えておりますので、どの程度使えるか、できるだけ使う形は、各市町、要望の方はしておりますけれども、県としても、安定的な財政運営という観点から、一定繰越金は残しておきたいということですので、その部分に関しては、今後の議論がどうなるかという部分がございしますので、ちょっと明確なお答えができませんので申しわけございません。

あと、基金の繰入金で今年度の水準を維持してほしいということのご要望ですけれども、去年、4,500円、一旦下げまして、また1万円上がっておりますので、今回、1万円上がった分を全額基金を入れると、先ほど試算いただきましたとおり約1,900万円必要となってきます。基金の残が今、5,200万円ありますので、今年度、約2,000万円を使えば、もう3,200万しか残らない。今後、確定係数、標準保険料は恐らく上がっていくであろう、右肩上がりで被保険者数も減りますし、給付そのものは右肩上がりで上がってきておりますので、今年度の水準を維持するのに約2,000万を仮に使ったとして、翌年度以降も、今年度の水準を維持していくというふうになると、恐らく数年

で基金が枯渇します。仮に、基金が枯渇した場合、次に保険料率を上げるときには、一括で保険料率をばかっと上げなければならないという状況も考えられますので、今年度の水準を一定維持するというのは若干厳しい状況であるというのだけは認識していただければと思っております。

ただ、全額上がってる部分、標準保険料率が上がる部分を全て被保険者の皆さんにご負担いただくという部分では、1人1万円という金額はかなり厳しいと認識はしておりますので、基金の方は活用していきながら、ご負担いただく部分にご負担いただいて、基金を活用できる部分は基金を活用させていただきたいと思っておりますので、ご理解の方、よろしく申し上げます。

あと資産割の廃止につきましてですが、今年度確定係数が出た段階で、また税務課の方との協議もあるかとは思いますが、資産割を完全に廃止した場合は全て所得割にはね返ってきますので、一定所得の高い方の保険料はかなり上がる、一気に上がる可能性の方もありますので、その辺は上がり幅を見きわめながら、段階的な廃止と一括廃止を両方並論で、今後、検討させていただいて、最終的な確定係数次第で、資産割を一括で廃止するのか、段階的な廃止をこのまま引き続き続けるのかというのは判断させていただきたいと思っておりますので、ご理解の方よろしく申し上げます。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質問ありますか。

鈴木議員 いえ。

河合議長 次の再質問をどうぞ。

鈴木議員 先ほど、投票権行使にかかる問題で、12月に、選管開いて、これから十分な検討をしていきたいという回答でしたので、その検討の内容にぜひ入れていただきたいということで質問をしたいと思えます。

選挙管理委員会に問い合わせましたところ、今回の町会議員選挙が、紙の媒体で記録が残っている昭和56年、1981年以降で最低だったということは確認いたしました。ちなみに、過去最高の投票率がどれだけだったかといいますと、これも昭和56年ですが、投票率が94%だというんですね。94%というのは、言いかえれば、病気の人をのければ、ほぼ100%に近いという数字ですから驚きですが、この約40年間の間で、おおよそ30%投票率が下がったこととなります。

投票率の低下は、昨今の国の政治の私物化、今、盛んに桜を見る会が連日放送されていますが、ああいう問題や先行きが見えない政治不信の中で、誰がやっても変わらないという不信感、不透明感、若者の政治離れなどさまざまな要

因があると思いますが、豊郷の場合、投票所の設定にもその一因があるのではないかというふうに思うところであります。

今回の町議会選挙の投票率を見ますと、一番高いのが第7投票区で約83%、次が第6投票区、第8投票区が約78%、第9投票区が68%、最低が第5投票区、私の投票区ですが、これが53%、最高の第7投票区の83%と最低の第5投票区では30%もの差があります。

ところが、この投票率が高いところには特徴がありました。それは、例えば、第7投票区は雨降野、第6投票区は吉田、第8投票区は八町、第9投票区が四十九院、対象がその自治会単独で投票所も自治会の公民館になっているという共通の特徴点があります。一方、私の住んでるところですが、最低の第5投票区は、有権者が約1,250人と投票区別で一番多いんですが、ここは沢、枝、日栄、杉の4つの自治会で投票所が日栄小学校になっています。

これらから言えるのは、投票権の行使について、明らかに不平等があるのではないかと思います。幸い、しばらくは選挙がないようでありますから、ぜひ、先ほど、選挙管理委員会で十分な検討をしようということだったということでもありますから、以上の点も含めて、選挙管理委員会で検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの、選挙管理委員会の検討内容と申しますのは、今、鈴木議員がおっしゃっていただいたとおりでございます。その第5投票区の投票所の距離の問題等が出てまいりました。それで、この年明けまして1月、遅くとも2月中には、3月の定例議会までには、一度選挙管理委員が全員集まって、各投票所のそれぞれのアクセス、それと投票所の中身等も一度実際に見て歩いて議論しようではないかというような結果に至りました。その発端と申しますのは、今、鈴木議員がご指摘していただいたとおりの内容でございますので、次回3月の定例選管の中では、そういう議論も踏まえた内容が出てくるのではないかとこのように考えております。また、先ほどもおっしゃっていただいたように、若年層の部分についても、もし、そういう部分で投票率が出るのであれば、そういう部分についても分析していきたいというような話が出たところでございます。

以上でございます。

河合議長 鈴木議員、再々質問。

鈴木議員 はい。

河合議長 次、どうぞ。

鈴木議員 教師の働き方について質問いたします。これは、今日の中日新聞の第5面ですが、こういう記事があります。繁忙期の勤務時間を延長するかわりに、夏休み期間の休日を増やす運用が自治体の判断で可能になる。公立学校の教職員を対象にした変形労働時間の導入を柱とした特別地方給特法が4日、参議院本会議で可決成立をしたというのが、今日の中日新聞に載ってるんです。つまり、ここにもあるように、今、変形労働制は、民間の労働者のみに適用されているんですが、これが導入されれば、学期中などの忙しい時期に、例えば、勤務時間を1日10時間とか、自由に増やせると。そのかわり、暇なときの夏休みに勤務時間を減らしてくださいと、こういう制度ですが、これにはさまざまな問題がありまして、1つは、民間の労働者には、労基法第36条の規定で、労使の合意協定がないと時間外労働に踏み切ることができないと。先ほどの回答でも、なかなかこの超過勤務を減らすということが困難な状況が現場にあるということでしたが、じゃ、これはどうするのかといえば、今度の法案では、労使協定が条例に置きかえられて、地方自治体で条例を可決すれば、教職員の合意がなしに、この制度を導入することができる、という制度になっています。

そもそも暇な時期とされる夏休みですが、本当に先生が夏休み、暇かといえは、そうでもありません。一生懸命、部活や夏休みでも出勤をしておられる先生をたくさん私も知っておりますし、変形労働は、働く人の生活リズムを不規則にし、生活や健康に不利益を与えます。

私は、教育委員会の基本的な役割というのは、学校教育や社会教育施設の整備、教職員の先生方が働きやすい環境を整備すること、教育条件の整備であると考えています。

学校で起きた問題は、基本的には教師と保護者が学校で解決をしていくという、そういう時事を保障していくことではないかと考えています。

この法案では、ですから、こういう附帯決議がつけられているそうです。教育委員会には、制度を導入する学校で、部活動などの業務削減を進めているかどうか綿密に確認をまずしなさいと。2つ目には、残業上限時間を守らない学校の教員からの相談を受け付ける窓口設置をしなさいと。こんなわざわざ附帯決議をしなくてもいいと私は思うんですが、こういう附帯決議をつけなければならないほど、おかしい法案だと私は思っているのです。

最後に、先ほど申し上げましたように、私は、教育委員会の仕事は、先生方が働きやすい状況をつくることだと思いますので、ぜひ、豊郷ではそれを導入

せずに、教職員の先生方の健康と子供たちを守っていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 ただいまの鈴木議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

先生が元気よく子供の前に立って教育をしていただくということは、非常に大事であるということをおもっています。まず、そのために、先生方の日々の勤務時間、あるいは日々の生活実態等が充実していることが大事だと。そのために、先ほどからご指摘ありますように、教育委員会としてどういった手だてがしていけるのかということになってくるのかなということをおもいます。

そこで、ご指摘の変形労働時間制については、今までも論議をされて、今、閣議決定されたというところではありますが、このところは、ちょっと私も読ませてもらって思ったのが、変形労働時間制を導入したときに、例えば、子供を預けてる先生が、子供を迎えに行くときに、簡単に言うと、年休時給を取っていかねばいけない、こういうところ辺でも大きな弊害が出てくるということをおもって重々知っておりますので、現場の先生方の意見も十分聞きながら、また県の動向も見ながら対処していきたいと、こういうふうにおもっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

河合議長 ちょっと、今のところ申しわけないですけど、鈴木議員の質問の中で、庁舎の資料が何もないと、予算がこんなに確保できたんやから、せめて青写真は、わし、できてるとおもうんやけどな。だから、庁舎がこのように変わりますというような写真のイメージとか、金額云々とかでなしに、庁舎が、今の旧庁舎はこんなやけども、新庁舎が、ここが変わりますよ、はてなというように意味でも、何か資料提供ができれば、予算、決算にはできれば、ちょっと写真付で皆さんに。

総務課長 新しい建物の図面、以前もお渡ししましたが。

河合議長 図面よりか庁舎全体でも、こういうような形成になりますよという形はあるとおもうんやけどな、あるとおもうんや。ちょっとそれだけ、完璧なあかしは要らんけども、このようになりますよという資料等々があったら、ちょっとお願ひできませんか。

続きまして、村岸議員の質問を許します。

村岸議員 議長。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは一般質問をいたします。

町長に問います。災害対策を問います。去る9月29日に、本町に記録的な豪雨が発生したことを想定に、全町民の皆さんを対象に防災訓練が実施されました。実のある訓練だったと思われませんが、次の点について問います。

1つ目、災害対策本部の訓練内容は。それとその成果と今後の問題点は。

2つ目、どのような方法で訓練参加を呼びかけられたのか。

3つ目、訓練参加された人数はどれだけおられるのか。

4つ目、拠点避難場所の開設と受け入れ体制はスムーズにとれたのか。

5つ目、洪水のおそれのある河川の数と改修はどのようになっているのか。

以上の点を答弁願います。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、村岸議員の一般質問で「災害対策を問う」の、私の方からは1番から4番までをお答えさせていただきます。

まず、災害対策本部の訓練内容、成果、問題点でございますけれども、災害対策本部の訓練内容は本部の立ち上げ、職員の招集、また職員の各係ごとの行動、また各字との連携でございました。

問題点と成果、課題と申しますと、やはり訓練内容にもそろそろ同じような行動が目立ってまいりましたので、今後はもっとさらに充実したものができないか検討の必要があると思われまして。

また、訓練参加の呼びかけにつきましては、春と秋の区長会で区長様にお願いをし、区長様から区民の皆様へということと広報でも周知をしておるところでございます。

また、参加人数でございますけれども、1,543人の住民の皆様と職員88名、合計1,631名の参加がございました。

拠点避難場所の開設といたしましては、本庁の訓練としては、昨年はさせていただきましたけれども、今年度は受け入れ体制については、各字でしていただいたところもあるというような状況でございます。避難所の受け入れ体制についてのそれは今回はできなかったということでございます。

以上でございます。

地域整備課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 村岸議員の質問の「災害対策を問う」の5番、洪水のおそれのある河川の数

と改修はどのようになっているかについてお答えします。

現在、豊郷町の一級河川で洪水のおそれのある河川はございません。滋賀県では昨年度、河川整備計画5カ年を見直しております。その中で、豊郷町の一級河川は緊急的に整備が必要でないため、整備計画には記載されておられません。しかし、しゅんせつや簡易な補修などは除いておりますので、岩倉川、みな川のしゅんせつ、宇曾川は河川敷の樹木の伐採については引き続き要望してまいります。

また、30年5月から湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立して、河川が氾濫する想定の中で、どのようにして住民の方が避難すべきか、どのように周知していけばよいのかを首長、湖東土木所長、有識者が集まっの協議を行っております。

以上です。

河合議長 村岸議員、再質問ありますか。

村岸議員 はい、再質問あります。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは再質問いたします。

本部の訓練内容ですが、広報とよさと11月号によりますと、写真が載っております。各字の訓練内容、また、本部の訓練内容が出ておりますが、本部の中の、これは職員さんの方だと思いますが、職員さんの方々はヘルメットを着用しておりますが、本部の中の1番の写真、もう1つ、これは多分、本部の中の本部ですね、対策本部の中の方はヘルメットをかぶっておられない写真が載っておりますが、本部の方はヘルメットの着用はしなくていいのか、ヘルメットがないためにかぶらないのか。やはり訓練であるならば、職員全部がかぶっているなら、本部の方のヘルメットの着用もすべきではないかと思うんですが、その点をお聞きしたいのと、それと参加人数は、5カ年計画の中には、現状値で1,885人、目標値が2,572人の参加目標を立てておられますが、今まで訓練をされてきた中で、この現在値になった人数があるのか、果たして、現状のまま、訓練内容で、本当に目標値の2,572人まで達せるだけの訓練内容ができるのか、その点をお聞きしたいのと、それと、今回、全部で1,631人の方が訓練参加、職員交ぜて参加されたと。その中で、要援護者は何人おられるのか、その要援護者の方も訓練参加されてると思いますが、何人参加されたのか。また自治会未加入者は何人おられるのか、その点はどのように、町として未加入者を把握しておられるのか。恐らく、この参加人数は1,543名、これは各自治会から上がった人数だと思いますが、そのほかに、未加入者の参

加はあったのかなかったのか。なければ、今後、どのようにして、その未加入者を訓練に参加してもらうようにするのか、それもお聞きしたいのと、これは、訓練に参加されなかった方の中には、恐らく仕事で参加できない方、あるいはいろんな事情で参加できない方もおられると思いますが、中には、家で農作業をしておられる方とかいろんな方を見受けられましたので、やはりもう少し徹底して参加してもらうような方向にさせていただきたいのと、また、私らの石畑は、拠点避難場所まで避難訓練をいたしました。その中で、小学校で、やはりクラブ活動をしておられる方がおられました。そういう方には、どのような方法で訓練参加の呼びかけをされたのか、そういう方には訓練参加の呼びかけはできていなかったのか。もしできていない場合は、今後どのようにしていくか、その点をお聞きしたいと思います。

それと、拠点避難箇所5カ所あるうちに、集中豪雨を想定したならば、なぜ5カ所ともそのような訓練をしていないのか。その避難訓練は、拠点避難場所に、訓練に参加するさかいにあけてくれという自治会があるために、その拠点だけしかあけなかったのか、その点もお願いしたいと思います。

以上です。

総務課長

議長。

河合議長

北川総務課長。

総務課長

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

まず、ヘルメットの件でございますが、まことに申しわけございません。徹底ができておりませんでした。本部、私がおりましたところでございますので、来年度以降につきましては、より一層緊張感を持って進めてまいりたいというふうに考えております。

また、目標数値でございますが、平成29年度には、1,885の数値のところに参加人数はあったわけですけれども、その後は、人数が減っておるといような状況、これについては、やはり訓練内容にも影響があるのかなというふうに考えておりますので、今後は、先ほど言いました課題の中でも申し上げましたように、さらに踏み込んだ内容については考えていかざるを得ないかなというふうに思っております。

また、自治会の未加入者の方の人数でございますけれども、これは各字での参加人数でございますので、広報を見て、その集落に来られた自治会の未加入者の方もおられるのではないかなという思いでございますので、人数については把握はできていないところが現状でございます。

また、農作業をしておられる方の訓練の参加啓発については、それぞれの皆

様の思いがありますので、今後はより一層、参加をしていただけるように啓発していきたいというふうに考えております。

また、小学校グラウンドの件ですけれども、小学校のグラウンドでサッカー等で、片や訓練、片やサッカーというようなことで、それは昨年度もお聞きしましたので、その部分についてはお願いをし、今後はそういうことがないようにということを言っておったんですけれども、まだありましたので、今後は、その日は貸し出しをしないという方向を、また連携をとりたいというふうに考えております。

最後に、拠点避難場所でございますけれども、現状申しますと、やはりその地域が拠点避難場所への誘導ということでしておられるためにあけたというのが現状でございます。先ほどから申しておりますように、今後の訓練内容の変更に応じて、やはりそういう部分、避難場所についての、全ての避難場所での対応についても検討していかざるを得ないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

河合議長 村岸議員、再々質問ありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 先ほど、質問するのを忘れてましたが、河川の氾濫で、この中には、洪水のおそれのある河川については、河川改修等で関係機関に働きかけをしますというのが5カ年計画に載っておりますが、大分前ですが、集中豪雨があったときに、各字、私の字でもよその字でも水がついたということで、それを地域整備課の方に聞いたら、それも一般質問したわけですが、河川の下ですね、彦根市に直してもらわんことには上を直してもいけないということを話は聞きまして、それから大分たっておりますが、やはり下流域との話し合いはスムーズに進んでおるのか。もし、今後大雨が降った場合には、今までどおり、下流域が整備されないので、上の方は整備しいひんのやという考えでは、今後いけないと思いますが、そこをしっかりとさせていただきたいと思っておりますのと、それと、本部の方も、そういう集中豪雨等になれば、いつ何時河川の氾濫するやわかりませんので、せめて消防団員ならびにそういう関係機関は、土のう訓練とかそういうのもして、住民の方を守るという意識を、ただ単に避難場所への人員配置とかじゃなしに、もっとそういう訓練も徹底してやっていただきたいと思っておりますが、その点も1つよろしく願います。

地域整備課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 村岸議員の再々質問にお答えします。大雨が降ったときに、石畑の雨水は安食川の方の流れていきまして、安食川から8号線を超えた安食中の方に行きます。安食中の方でも、当時、河川が氾濫しまして、現在、県の方に改修の要望を出されてまして、安食中の川の中を広げるのか、よそに河川をつくるのか、今、現地調査が入っているというのは聞いております。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 再々質問にお答えします。

今ほどご指摘を受けました土のう訓練の件につきまして、確かに消防団員の団長等、参加をしていただいておりますけれども、やはり実務的な訓練も今後は必要かと思っておりますので、また日程等につきましても検討しながら進めてまいりたいと思っております。

それと、先ほど私、1つ答弁し忘れまして、要援護者42名でございました。

以上でございます。

河合議長 村岸議員、次の質問にいきます。

村岸議員 2つ目の質問に入ります。豊郷町の農業への取り組みを問います。2月議会にも質問をしていますが、再度質問いたします。

第5次総合計画の中で、将来の地域構造で、田園ゾーン、圃場整備された農地の保全・活用を図るとあるが、どのようにして農地を守っていくのか。また認定農業者や農事組合法人の方々が、今後の農業への取り組み等について研修会を開催されておられますが、豊郷町として、今後、どのような取り組みと支援をしていくのか、答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の「豊郷町の農業への取り組みを問う」についてにお答えいたします。

今年度、「集落営農法人の人材確保と育成について」をテーマに研修会を実施しています。どの集落におきましても、農業従事者の高齢化や集落営農法人組織の後継者不足などを課題に上げられていました。今後、町としてどのような取り組みと支援をとということですが、この研修を通して、集落が掲げられた課題の解決に向け、県や関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、田園ゾーンに位置づけた農地をどのように守っていくのかということですが、今後も、農地中間管理機構などを活用しながら、農地の集積、集約を推進し、担い手が効率よく農業生産ができるよう推進していくのと、また農地の管理については、現在行っております農村まると保全事業などの共同活動を支援してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

河合議長 村岸議員、再質問はありますか。

村岸議員 はい、議長。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは再質問をします。9月議会の中の予算委員会の中で、今現在、農地はどれぐらい減ったのかという質問もされておりましたし、また、どのように農地を守っていくのかという質問もありまして、課長の方からの答弁は、9月のときには、農地の転用面積は8,187平米だと。それと、農地はどのように守っていくのかということにつきましては、造成されてはいけないところは許可できないところとして守るという答弁がありましたが、造成されてはいけないところとはどういうところか、それをお聞きしたいのと、それと、現在、豊郷町の水田面積は366ヘクタールあると思いますが、その中で、認定農業者、農業法人がどれだけの面積をやっておられるのか、それもお聞きしたいのと、土地改良面積は、その中にどれだけあるのか、それはどれだけの方がそれを守っておられるのか、それもお聞きしたいと思います。

それと、豊郷町は、先ほども認定農業者等が一生懸命研修会等をやって勉強されておられますが、実際に、豊郷町から農地面積がなくなれば、認定農業者も減ってくると思いますが、それを守るには、町として、本当にどのように田園ゾーンを守っていくのか、そこをしっかりとお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再質問にお答えいたします。

造成してはいけない農地がどういうところなのかということなんですけども、こちらの方、農業振興地域というのがございまして、よく言われる青地、白地というところの青地部分に対しては造成ができないようになっております。

そして、先ほどの土地改良された農地はどれぐらいあるのかということなんですけど、約300ヘクタールが補助整備された農地でございます。

そしてまた、認定農業者が、どれぐらい農地があるのかということやったと

思うんですけども、ちょっとそちらにつきましては、詳しい数字、今持っておきませんので、また委員会等でお答えさせていただきたいと思います。

今後、農地をどのように守っていくのかということであったと思うんですけども、補助整備された農地につきましては、やはり農業振興地域、また農業生産をするために整備された農地というふうに、私、理解しておりますので、今後とも農業を継続してやっていただくためにも、認定農業者や担い手の方に農地が集積し、そして効率よく農業ができるように、町としては進めてまいりたいと思っております。

以上です。

河合議長 村岸議員、再々質問はありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは再々質問します。

今、言われましたように、青地のところは守っていくんやということですが、農業委員会等で恐らく許可は下りないだろうと思いますが、今現在でも、無許可で造成されているところがあると聞きますが、そういうところがあるのか。また、その青地であっても、3年3作といいますか、そういうので、農業倉庫等の転用には許可できるのか。恐らくそういう場合やと、農業倉庫にするために埋め立てますと、農地変更しますということになれば、恐らく農業委員会の方も、だめですとは言わないと思います。その後、実際に農業倉庫として活用されるのか、はたまたそれがいつの間にやら変更されて、普通の倉庫とかいろんな工場になったりする場合が見受けられますが、絶対にそういうことはさせないと言いきれるのか。もし町の農業委員会でそういうことを止めることができなければ、県ないしそういうところの方に、上層部の方で話をして、絶対にそういうことは許可できないと強くその地主の方に言えるのか、その点ははっきり答弁願いたいと思います。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再々質問にお答えいたします。

無許可での農地転用につきまして、今年度、1件、畑の一部を、倉庫を建てるということで、まず農地転用じゃなくて、そこは青地でしたので、青から白に抜く手続をしてる最中に無断転用が発覚しまして、それにつきましては原状回復をして、直ちに農地に戻すよう、農業委員会と産業振興課から通知を出さ

せていただいた。今おっしゃられるように、強い姿勢で、そのような無断転用を許さないということを今後も農業委員会として指導していきたいというふうに思っております。

また、先ほど、農業用倉庫の話で、青地の中でも200平米未満につきましては、農業用施設用地ということで、農地転用の許可を要らずに転用することはできます。これは届け出によって、農業用倉庫として使用することはできるといふようになっております。これは、やっぱり農業用倉庫として認められたものですので、違う倉庫等に使用することはだめなことでありますが、基本的に、農業用倉庫として青地のままでも農業用倉庫を建てることはできます。

以上です。

河合議長 次に、西澤博一君の質問を許します。

西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、一般質問させていただきます。

町長より、「地域防災の充実は」ということで、昨今の河川の氾濫により、多くの犠牲者を出す災害が発生しています。

最近では、台風19号の襲来により、東日本の広い範囲に甚大な被害をもたらしました。本町においても、このような想定をしていないような災害が起こる可能性があると考えますが、以下について答弁を求めます。

- 1、河川氾濫が起こった場合の対応は。
- 2、災害弱者の高齢者、障害のある方への対応は。
- 3、生活再建を支える仕組みの議論は。
- 4、町として考えている対策は、について答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、西澤博一議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず、河川氾濫が起こった場合の対応につきましては、これにつきましては、本町だけでは対応ができかねる部分がございますので、万が一起こった場合には、県、自衛隊等との関係機関との連携をとり、被害を最小限に食いとめる対策を講じたいというふうに考えております。

また、続きましての災害弱者の皆様への対応につきましては、それぞれの状況もございますが、まず福祉避難所との連携を検討させていただきたいというふうに考えております。

また、生活再建を支える仕組みの議論につきましては、県、国の協力を仰ぐことだと考えておりまして、現在も、国に対して、町村会として強く要望をし

ていただいているところでございます。

「町として考えている対策は」ということにつきましては、いずれにしましても、一刻も早く、災害拠点である役場庁舎の整備を図りまして、職員の意識強化、防災体制の充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

河合議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは再質問させていただきます。

先ほど、同僚議員も河川の氾濫についての質問がありました。重なる部分があるかと思えますけども。私の方は、河川が起こった場合の対応はということをお聞きしたところでございます。これは、起こるまでに未然に防ぐのがまず第一かと思えます。その上で、当字におきましても、岩倉川、小増川、宇曾川がでございます。田んぼに面したところは、これは言うてはいけないことか、土にまみれるという話になりますけども、民家の通ってるとこの河川については、何らかの方法、処置をしなければならないのかなと私自身も思います。

先ほど、同僚議員が、土のうの問題等々があったと思えますけども、最近では、私も調べてみなはつきりわかりませんが、そういうような土のうにかわるようなものがあるならば、そういうものを河川の氾濫を未然に防ぐ方策の1つではないかなと思えますので、その点について、一度調べていただいて、答弁を願いたいと思えます。

続きまして、災害の弱者の件についてですけども、災害が起こると、地域社会の脆弱な部分があらわになると。とりわけ高齢者や障害のある人たちにとって、日常生活を取り戻す自体が、精神的にも、また金銭的にも重い負担になる。こうした災害弱者を復旧の動きから取り残さないように支えていく仕組みは大切だと私は考えておりますが、町としては、そのような考えについてはどのように思っておられるのか。また、県、国においても、どのような支援を求めるのか、答弁を願いたいと思えます。

それに関連しましてですけども、災害が起こった場合ですけども、やはり家の修理や家具、家財道具などを買い上げ、もとの生活を取り戻すには、少なくとも資金が必要になるかと思えます。そういうようなことは、やはり生活再建を支える仕組みについても、町としては何らかの形で考えていただきたいと存じますが、その点についても答弁を願いたいと思えます。

この上で、総合的に、全体に関連していることなんですけども、私も災害に

ついて、平成26年3月に、豊郷町の地域防災計画等が厚本でいただいております。その中で、第1部総則、第2部災害予防計画、第3部災害応急対策計画、第4部災害復旧計画、第5部原子力災害対策計画という項目で上がっております。緊急時を想定して、定期的に、町として、そのような形の中で勉強されているのか、定期的なそういうような防災訓練等も含め、また庁内で各課において、そのような議論を年に何回かやっておられるのか。やっておられるのならば、どのようなことをやっておられるのか、答弁を願います。もし、やっておられるならば、なぜ、そういうようなことを、緊急性の高いことですので、普段の心構えというか、私ら町民も踏まえての話ですけれども、やはりそういうようなことが大事ではないのかなと思います。

それはなぜかと申しますと、去年、一昨年か、台風で風のきついときがありました。そういうときに、罹災証明書がありますよね。災害対策基本法第90条の2というのがあります。愛荘町は次の日から即刻対応したと聞いております。しかし、本町においては、その罹災証明書をどこで発行するのかという自体が、何かわからなかったようなこともお聞きしております。これが、もし、私が言っていることが間違いであったら間違いと言ってください。しかし、こういうようなことも聞いたことがあるので、そういうようなことも含めて、今の第1部から第5部の豊郷町地域防災計画についての議論というものは重要でないかと思います。

災害はいつやってくるかわかりません。その現実につきましても、各課においても、また各字においても、また私たち町民1人1人においても、緊張感を持ってやっていかなければならないと思います。

何しろ豊郷町、そういうような災害が起こったということがありませんので、どっちかといったら気の緩みが多いのかと思います。しかし、東北、広島、熊本でもそういう起こってはならないことが起こったことで、恐らく、その方々からは、日常、そういう緊張感を持って対応されてるように私は思うので、そういうものも含めて答弁を願いたいと存じます。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、西澤博一議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、土のうにかわるものがあるのかということですが、まことに申しわけございません。勉強不足ですので、一度、再度調べてみたいと思います。

続きまして、弱者に対する町としての考え方につきましては、要援護者の関

係につきましては、それぞれの区長様、民生委員様との協議を踏まえて、いろいろな立場立場といいますか、状況もございますので、そういう部分も踏まえながら、県、国の対応もお願いしていきたいと。また福祉避難所に対する対応についてもお願いをしていきたいというふうに考えております。

また、生活再建の考え方でございますけれども、確かに、我々どうも緊張感がない部分もございますので、どういうものがあり得るのかという想定につきましても、今後も県との連携をとっていきたいというふうに考えております。

また、地域防災計画でございますが、議論というのは、定期的な議論はできておりません。防災計画の前、また台風等の災害の前に、どのような対応をしていくのかというものをその都度見直しおるといような状況が現在でございましたので、今年度につきましては、各課の方に、一度シートを配りまして、今年度新たに地域防災計画の見直しをやっておりますので、その部分では、見直しをやって、再度襟を正したというか、もう一度、再度現状に応じた各担当課の業務の分担を確認しておるところでございます。

最後に罹災証明でございますけれども、ちょっと以前の話は私もちょっと聞いたことがございませんでした。今のところは速やかに事務手続が行われておるものだと考えております。

以上でございます。

河合議長 西澤議員、再々質問はございますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議員 今、総務課長からお言葉をいただきました。その中で、災害弱者の件ですが、この豊郷町の地域防災計画の中には、第3部のところで応急対策とか、第4部のところで災害復旧計画、その中できめ細かく明記されております。国、県において、どのような書類を出すかというのも、この防災計画の中に書いております。しかし、これは、行政がまず先頭になってやっていただきたいと。しかし、私たち地域の住民も一生懸命にならなあかんのやと思いますけれども、その点について、もう一度、やはり再度答弁願いたいんですけども、災害はいつ起こるかわかりません。台風だけではありません、地震もあります。そういうようなことも考えた上で、定期的な防災訓練も含めての今後の対応、こういう場合はこうしようとかいろいろな議論があろうと思います。それはやはり各課において、各課の課長連中とそんなのも踏まえて一度議論をしていただかなければならないと思います。

繰り返してございますけれども、今の災害弱者に対しましての答弁と、そして

防災計画についての定期的な議論をしていただかなければならないと思いますので、再度、答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 再々質問にお答えいたします。

災害弱者に対する対応でございますけれども、今回のご質問をいただいたときにも、担当課長ともいろいろと協議をしまして、先の11月30日の行政懇談会の中でも、区長様からご指摘をいただいておりますので、その部分については、新たな地域防災計画の見直しの中で、行政としても対応していくようにということの決意を表明させていただいてところでございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

河合議長 西澤議員、次の質問をお願いします。

西澤博一議員 では、次の質問に移ります。

「子ども、高齢者の交通安全対策は」ということで、今年の春に、大津市において、園児を巻き込んだ悲惨な事故が発生しました。県内各自治体において、子供たちの交通安全対策が講じられています。国においても重要な課題になっており、県も国に要望をしています。あわせて、高齢者の方々の安全を守るための対策も大変重要であると考えます。

そこで、以下の点について答弁を求めます。

- 1、子供たちの安全対策において、最も重要なものは何だと考えているのか。
- 2、これから、どのように子供たち、高齢者への安全対策を行うのか。
- 3、ソフト面、ハード面において、どのように進めていくのか、答弁を願います。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、西澤博一議員の子供、高齢者の交通安全対策についてのご質問にお答えをしたいと思います。

子供たちの安全対策において最も重要なものは何かと申しますと、当課といたしましては、正しい交通ルールの教育や保護者の交通安全意識の高揚を図ることだと考えております。今後は、家庭での交通安全意識の高揚等を図る対策を模索し、進めてまいりたいと考えております。

ソフト面では広報での交通安全啓発のシリーズ化や交通指導員の皆様、シルバーキャラバン隊の皆様や警察とのさらなる連携を通じて、交通安全意識の高

揚を図ってまいりたいというふうに考えております。

ハード面では、交通安全施設の整備を通じて対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

河合議長 西澤議員、再質問はありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、子供の交通安全対策についての再質問をさせていただきます。

前の議会のときにも一般質問をさせていただいたと思います。しかし、子供の交通防止は、今、大人には何ができるかということがまず第一かと思います。今、課長が言われたように、学校。学校では、子供に対する交通安全教室、D V D、通学路の交通安全対策、自転車等の乗り方等々は、私も参加しておりますのでわかります。

次に、また、家庭における今の答弁で、やはり家庭の中で、家庭団らんの中で、まず何を子供たちと話すか、登下校のときの気つけなさいよとか、そういうようなコミュニケーションが大事かと、私は思います。その中でも、やはり運転してる私たち、免許を持つてる者も交通ルールを守らなければならないし、また、子供たちにもそういうようなことを教えていくというのは必要でないかなと思います。

いろいろとありますけども、学校側としても、子供の特性、子供1人1人の特性があると思うんです。やっぱり1つものに注意が向くと周りのものが目に入らないとか、状況において適切な判断ができないとか大人のまねをすとかいろいろあります。また、交通ルールの教え方にしても、まずは大人が交通ルールを守る、交通ルールを具体的に教える、子供と一緒に危険な場所を確認し根気よく繰り返す。それは子供の交通安全の対策に必要なことではないかなと思います。

そこで提案なんですけども、一步踏み込んだことで、スケアードストレートというのがあるんですけども、恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育方法というのがあるんです。それともう1点、事故現場を再現して見せて、交通ルールの大切さを学ばせる。それがああるんです。

今回、こういうようなことを提案させていただきたいんですけども、学校においても、これから高齢者の方々においても、やっぱりそういうようなことは大事なことであり、自分が事故をした、事故に遭った、そういう痛みがわかって初めて気がつくことであって、それでは遅いので、やはり未然に防ぐという

意味合いで、今の恐怖感を感じる事とか、また事故現場を再現して、それを交通ルールの大切さを学ばせる、そういうようなことも1つの方法として大事な事かと私は思います。

その中でも、学校においても、教育委員会においても、一生懸命やっていたているのは、両小学校の先生からもお話は聞いておるので重々わかっております。一歩踏み込んだ上で、今の答弁させてもらったことを学校の方、教育委員会もそうですけども、執行側の方も一度考えていただきたいと思います。

高齢者の事故も防ぎ、子供たちの事故も防ぎ、豊郷町に住んでいる子供たちは、将来の豊郷町を担う、未来を担う大切な子供たちですので、やはりそこら辺は行政、また教育委員会、地域の方々と一緒に子供たちを守ることが一番大事だと私は思いますので、その点について答弁を願いたいと思います。

あと、もう1点ですけども、ソフト面についてはなかなか難しいですわ、本当に。ハード面は、物を建てた、何々したというのでそれで事は済む話ですけども、ここ最近、ずっと町内を車で走らせていただいておりますと、交通対策等々をやっていただいております。早急に白線を引いたり、止まれをしたり、いろんなことを町内でやっていただいております。それはそれでありがたいことかと私は思います。

しかし、優先順位というものがあるのではないかと、交通事故のハード面において。まず、何を1番に優先的に行うかというのは、行政の方で考えていただき、また、警察また交通関係の方々とも議論をしていただき、優先的にまず何が一番大事かと、まずそれを一番にやっていただいて、次に順次やっていただければいいかなと思います。

しかし、それは財政の伴うことですので、やはり1年で全てやるというものもなかなか難しい状況であろうかと思っております。やはり多年度にわたって計画的に進めていただくべきことだと私は思います。

その点についても一度答弁を願いたいと思います。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 西澤博一議員さんの子供を守るといふことの再質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、先ほど言われた中で、交通事故を、実体験を見ることによってというお話がありましたけど、現状、私は、それはちょっと小学校1年生から6年生までに、よくテレビでしておられる自転車を運転していて、車が飛び出して、そこでスタントマンじゃないんですけど、そういうシーンがありますけれど、

ある学校で、それをされたら、子供が夜中寝られなかった。PTSDですけど、フラッシュバックが起こったということでもありますので、高校生ぐらいだと、ある一定、それが仮想体験、疑似体験であるということは理解できるんですけど、小学校の発達段階からすると難しい。それをもって、歩くのが怖い、自動車が怖い、自転車に乗れないということになってしまったらマイナスかなと思いますので、そこら辺は十分に考えていかなければいけない事項だと、こういうように思っております。

あと、子供をどういうように守っていくかということは非常に大事なことであります。ハード面、ソフト面、今、ありましたけど、やっぱりハード面でできるところとソフト面、特に家庭教育でもって、保護者に啓蒙していくということは、これは学校ができる範囲内であると考えております。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 私、交通安全対策の方からの答弁をさせていただきたいと思いますが、今ほど、教育長が申しましたように、実体験につきましては、私も以前、10年以上前からそう警察からも言われましたけど、私もお断りをさせていただきました。余りにも刺激が強すぎますし、最近では、実際、その体験中にスタントマンの方が本当に亡くなられたというような状況もございます。そういう部分を見ますと、今、教育長が申されたとおりで私も思いますし、また優先順位という話でもございますが、今日の朝のテレビでも言っておられましたけれども、虐待防止の中で、子供が道へ飛び出そうとしているときに、母親が手をぎゅっつつかんで叱るということが虐待になるのか、ならないのか。これは、虐待にならないというふうに判断が出ております。まさに、こういうときに、生死を分けるときには、きちっと親が子に指導する、教育をする、話し合う、そこでちゃんと、よいときには褒めてやる、そういうかかわりから、子供は交通安全に対する認識もできるのではないかなと思います。

それと、本町では、幸いにも、交通指導員の皆様、シルバーキャラバン隊の皆様が、子供たちとの連携を本当にとっていただいております。我々も交通巡回をしていて、本当にありがたいと思っておりますので、今後も、そういう対策については、常に強化をしていきたいと。さらに連携をとっていきたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いをいたします。

以上でございます。

地域整備課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の再質問にお答えします。

ハード面の優先順位につきましては、予算的な関係での順位でいきますと、まず、11月までに、各区長様から交通安全施設の要望を聞いておりますので、それを予算に反映するというをやっています。あと優先順位の一番高いのは、今、外側線、特に通学路を中心に外側線を引いておるんですが、これを3年前から始めまして、5カ年で全部引けたらなという計画で、今やっているところでございます。

あともう1つ、優先順位で一番高いのがございまして、交通安全対策推進協議会で、危険箇所を持ち寄って協議した中で、その後現地を見にいった、その現地で、どんな対策が必要か、こうした方がいいじゃないかというのを警察とか交通アドバイザー、学校の先生、地域整備課、総務課とかみんな集まって、半日かけてやっているんですけども、その中で出された、ここはこうなさいよというやつについては早急にやるようにしております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議員 まず、今、ハード面のことの説明がありました。各区からの要望等々で進めているということはお聞きました。区の要望等もあろうと思います。また、そういう中で、そういう以外の今各ところ見回ってやっているということをお聞きしました。それでも、どうしてもしなければならないとこ、どっちかという、区要望の方が優先されるような形になっているんですけども、そういうようなことでなしに、やはりPTAの関係もありますので、そういうような方々からの要望があった場合は、速やかに現地を視察していただいて対応していただきたいと思います。

あともう1点、今、総務課長からありましたように、そういう話があったというのは、私も初めて聞きました。まず、最初に、繰り返しじゃないですけど、やはり家庭における交通のお話、1つ、道を歩くにしても、母親によっては、母親が道の内側で、子供が道側に歩いてると、そういうように手つないで歩いている母親もたまには見ることもあるんですけども、学校でも、そのように交通安全教室を開いているので、家庭においても、学校側からでも言っていたと思うんですけども、再度、やはり子供たちの生命、命を守るためにも、こういうことは気つけてくださいとかいう、そういうようなことは、絶えず学

期ごとに文書等で言っていただきたいと思います。それは要望としてお聞きしていただきたいと思います。やっておられるのは聞いておりますけど、なお一層、そういうようなことは、子供たちの生命にかかわることですので、よろしくお願いをいたします。

そういうことで、いずれにしましても、子供の事故を守るのは、今、大人に何ができるかということで、皆さん、お一人お一人が、子供のためにどういうふうにしたらええか、子供のために、どのような交通安全をしたらいいのかということを、やはり皆さんも心にとめていただいて日常を送らせていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

河合議長 ここで暫時休憩といたします。3時30分より再開いたします。

(午後3時19分 休憩)

(午後3時30分 再開)

河合議長 ただいまより再開いたします。

日比野議員の質問を許します。

日比野議員 議長。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 日比野です、よろしく申し上げます。

一括ということで3件ございます。まず1番目ですけども、コミュニティ助成事業の適用外の事業の助成検討ということで、コミュニティ助成事業で、従来各字の広場のフェンスの更新工事が3年前からできなくなっておるため、他の助成予算化について町の対応を尋ねたい。前後しますけども、今後、各字の広場のフェンスの耐用年数、30年から40年が来て、更新の必要が出るため。各字の広場は広域避難場所指定と学童の課外活動の休憩場所のため、安全確保が必要でございます。自字で更新する場合には、300から400万円ほどかかります、ということで、助成の検討をお願いしたいということです。

2番目ですけども、庁舎の建てかえ事業の進捗状況についてということで、今まで再三説明ありましたが、町民視点から、人命第一で、いつ地震が起きてもおかしくない状況の中、早く建てかえ、または耐震補強等で対応のところ、7年も時がたち、その間、オリンピック、災害の復興、復旧等により、材料費、人件費も上がり、結果的に、人命軽視と予算が倍になったという事実が残りました。私も東日本大震災を体験し、復旧、復興にも苦労しました。即直し、即投資しました。

災害で犠牲者が出るようなことがあってはならないと思います。早い実行についての町の対応を尋ねたい。

3番目ですけども、廃墟屋敷の処置について。言いますけども、廃墟屋敷というのは、空き家が何年かもたって、こわれたという、そういう意味合いでの廃墟屋敷です。廃墟屋敷が社会問題化する中、道路沿いの廃墟屋敷では、現に壁が道路に傾き、倒れる危険の場所があり、早急に対処する必要があります。また、トタン、瓦が台風で飛散し、周囲の家に当たり、被害が発生しております。瓦が隣の壁に突き刺さっております。早急なる町の対応を尋ねたい。

以上、3点でございます。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、1番、日比野議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の「コミュニティ助成適用外の事業の助成検討について」でございます。議員のおっしゃるとおり、以前は、字のグラウンドのフェンス等は、コミュニティ助成事業の対象でしたので、それを活用された字もありましたが、現在は対象外となりまして、字独自の財源確保をお願いしているところでございます。

具体的には、各字へは頑張る自治会（ざいしょ）応援プログラム補助金として、年間40万円の補助をさせていただいておりますので、その補助金を活用して、年次計画で整備していただくか、字費の積み立て等で対応していただければと存じます。

しかしながら、各字のグラウンド等の整備後、かなりの年数が経過していることや一度に多額の経費を要することも承知しておりますので、各種補助金に該当しない土木的な事業についても、活用していただける何らかの処置を検討したいと思います。

しかしながら、町としても財源に限りがありますので、直ちに来年度というわけにもまいりませんので、少々検討のお時間をいただければと存じますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、3つ目の質問、「廃墟屋敷の処置について」についてお答えをします。本町の空家対策については、以前の議会でも答弁をさせていただいておりますとおり、基本的に空き家といえども、土地、建物、樹木等は、全て個人の財産であり、その管理等については、所有者に行っていただくことが基本ですので、所有者等に現状の写真等をつけて、適正に管理をするよう、特定記録郵便で通知等をさせていただいているところでございます。

周囲に被害を及ぼすような空き家等がございましたら、対処したいと思いますので、改めて物件をお知らせいただければと思います。

以上、よろしくお願いします。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、日比野議員のご質問にお答えしたいと思います。

庁舎の建てかえ事業の進捗状況について、議員ご指摘のとおり、災害は突発的なものでございます。庁舎、旧館、本館につきましては、強い地震に対しては対応できかねない可能性も出てきていることから、住民の皆様からも不安の声、また厳しいご指摘を受けておるところでございます。町といたしましても、早急なる対応をするべく現在、入札に向けて進めておるところでございます。

以上でございます。

河合議長 1番、日比野議員、再質問。

日比野議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

日比野議員 まず1番ですけれども、コミュニティ事業ということで、先ほど、年間40万とか、それ以外の土木関係の事業を具体的に考えたいということなんですけれども、まだまだ実際適用するには何年かかかります。しかし、具体的にどういう方策で、どういうふうなことを検討されているのか、そこら辺の具体的なところまで、ちょっとできれば教えていただきたいと思います。まず1番のこと。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、日比野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

どういう方策でとか、どういう適用にとかいうところでございますけれど、まさにそれが検討課題ということになります。それを回数であるとか、金額であるとか、対象事業であるとか、今後、検討をさせていただきたいと思いますので、今のところ、ここで申し上げられるようなことはございませんので、お時間をいただきたいと思います。

以上です。

河合議長 日比野議員、再々質問。

日比野議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

日比野議員 先ほど、そういう形でもらいましたけれども、とりあえずは期待しておりますので、これから、また半年後とか1年後に具体的な方策を示していただければ

よいかと思いますので、よろしく申し上げます。

河合議長 答弁よろしいですか。

日比野議員 答弁よろしいです。

河合議長 次、どうぞ。

日比野議員 2番目の庁舎の方なんですけども、今までいろいろ聞いて、町民目線というか、そういう形で、今まで見てきたんですけども、いろいろとやり方とか二転三転したのはわかります。ただ、災害いうのはいつ起きるかわかりませんので、予算もそうですけど、まず人の命を守るためにどうしたらいいか、それを主に考えて、行政の方もそうですし、それから我々議会の方としましても、要するに、目標は同じだと思いますので、そこら辺含めて、前向きに検討を早急にしていただきたいと思います。答弁はよろしゅうございます。

3番目の廃墟の問題ですけども、これにつきましては、今現に被害が発生しております。要するに、台風とか何かでトタンが飛んだりとか、それから、瓦が隣の家の壁に突き刺さっております。そういうところがあります、確かに。だから、そういうところとか、はっきり言いますけども、空き家については被害がなければ、やはり後々にしたらいいと思います。ただ、今現状で、空き家が10年、20年たって廃墟屋敷になった場合、再生できないということになって、半分崩れかけたりとか、そういうところがあるはずです。

空き家は、2年か3年前に、町の方でも検索して、何軒なのかも把握はしとると思います。その中で、廃墟屋敷で人に危険、要するに倒れたら人がけがするんです。人命がけがすると、そういうような状況の空き家というのは、豊郷町を探しても二、三軒しかないはずです。そういうところに限って、電話とか連絡すると、いや、まだとかどうのこうのとか言い訳して、結局、それが積み積み積もって災害が起きたときに、どう判断するかということになりますから、やはりもう少し、本当に人がけがするとか被害が出るとか、そういうような空き家というのははっきり言って二、三軒しかありませんので、そういうところについては、どうのこうの行政で言っておっても一向にらちが明かんケースがほとんどだと思います。

そういう場合には、例えば、強制執行なり、そこら辺も含めて、具体的なやり方、要するに、けがしたらあかんですから、けがする前に、何とかそこら辺の具体的な対策を講じていただけないものかと質問します。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、日比野議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

空き家につきまして、瓦とかトタンとか飛んできまして被害が起こった場合ですけれども、先ほど申し上げたとおり、それにつきましては、全て所有者の責任ということになりますので、損害賠償の提起をされた場合には、所有者さんが賠償されることになっていくということになっております。

そうは言いましても、そういうことで、町としても放置しておくわけにはいきませんので、それも含めまして、所有者さんにはご連絡をさせていただいて、解体等対処していただくようお願いをしておるところでございます。

また一昨年ですけれども、豊郷町空家対策計画というものも策定しております。これにつきましては、本当に危険な特定空家に類するようなものにつきましては、特定空家に指定しまして、法に基づいて厳正に対処していけるような準備はしておりますので、今後、また具体的に案件を教えていただけましたら、現地調査なりさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

河合議長 日比野議員、再々質問。

日比野議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

日比野議員 再度ですけれども、先ほどの説明でよくわかりましたので、とりあえず強制執行も含めて、具体的な対応をお願いしたいと思います。

以上です、終わります。

河合議長 次に、北川和利議員の質問を許します。

北川議員 議長。

河合議長 北川議員。

北川議員 それでは、町長に質問します。

後期高齢者の歯の医療費無料化についてということでご質問します。

今や人生100年の時代と言われておりますが、健康で長生きをするには、食事が大事だと考えております。

そこで、後期高齢者の歯の治療費の無料化を考えてはどうかと思いますが、答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、北川議員の後期高齢者の歯の医療費無料化のご質問にお答えいたします。

後期高齢者につきましては、ご承知のとおり、滋賀県後期高齢者医療広域連合の方におきまして保険給付の方を行っております。したがって、本町単独で

後期高齢者の歯科診療の無料化を実施することはできませんので、ご理解の方をよろしくお願いします。

ただし、議員、ご指摘のとおり、健康で長生きをするために食事が重要であるということは当課でも認識しておりまして、乳幼児健診や学校等での歯磨きの指導等、乳幼児期から、全町的な啓発を引き続き実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

河合議長 北川議員、再質問ありますか。

北川議員 議長。

河合議長 はい、どうぞ。

北川議員 今、課長がおっしゃられたことは僕も聞いておりますが、1つお尋ねします。

高齢者に対して保険料、歯の保険料とかそれが増えているのか、また少なくなっているのか、1点お尋ねします。

もう1点は、例えば、医師会の方では、今、答弁されたように、しかし、収入に応じた、後期高齢者の人でも、年金暮らしの人でも、同じ年金でも、収入の多い人がいます。そこらの助成、また少ない人、収入に応じた助成または補助の方はないのか、この2点、再度お尋ねします。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、北川議員の再質問の方にお答えさせていただきます。

後期の歯科診療の伸びですけれども、ここ数年間で、後期の歯科診療の方は、29から30年度で、全体で保険者負担額としては約4.43%の増、平成31年、年度途中ではありますけれども、現時点では、約10.84%の増ということで、歯科診療費としては全体で伸びております。

あと、収入のない方の歯科診療費の話でございますけれども、基本的には、後期高齢者医療につきましては、高額医療費の方がありますので、住民税非課税世帯の方は、外来の自己負担が月額8,000円が上限となっております。こちらの方の制度を活用していただければ、月額8,000円で歯科診療の方はかかれるかなというふうに考えておりますので、こちらの方もどうぞよろしくお願いします。

以上です。

河合議長 北川議員、再々質問ありますか。

北川議員 議長。

河合議長 はい、北川議員。

北川議員 その説明、答弁はよくわかりました。質問というよりも再度お願いしておきますけども、お医者さんに行きたくても、お金がなくて行けないという人もかなりいてるというのを聞いております。歯の治療というのはものすごく高くつくというの聞いております。そんな中で、できれば、うちの町で、そういう条例をつくってでも、何とか後期高齢者の人たちの、最初に戻りますけども、やはり人生100年という時代になっておりますので、歯だけは大事だと思っております。私もそういうように思っておりますので、最後の答弁、できれば、医療費、歯の医療費を何とか条例をつくってでもやるという心構えはあるかないか、課長、お願いします。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、北川議員の再々質問の方にお答えさせていただきます。

お金がなくて歯科診療の方にかかれないという方につきましては、当然、生活費がないからお医者さんにかかれないということであれば、当然、当課ではありませんけども、生活保護の方の相談がありますので、そちらの方でしていただければと思います。先ほどにも答弁をさせていただきましたけども、外来時ご負担8,000円上限となっておりますので、こちらの制度を活用していただいて、できる限り歯の方はやっていただければと思います。

単独で条例をつくって歯科診療を無料化するということとありますと、当然、後期高齢者医療広域連合の構成団体にうちの方はなっておりますので、例えば、後期高齢者の歯科診療の無料化を実施して医療費が伸びてきたら、高齢者、県内全団体の方が参加しておりますので、そちらの保険料の増加の原因ともなるというの十分考えられますので、単独でやるという部分に関しましては、当然、慎重に対応すべきやと現時点では考えておりますので、現時点で、条例をつくってと言われると、現時点ではできませんので、ただ、今後、後期高齢者医療広域連合の方全体なり、社会情勢等の変化に応じまして、必要な部分が生じましたら、その段階で、今後、検討、研究の方を重ねていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解の方よろしくお願いします。

以上です。

河合議長 次に、今村恵美子議員の質問を許します。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、私は、1問1答で一般質問を行います。

まず、「役場庁舎増改築問題を問う」ということで、町長にお尋ねします。伊

藤町政は、庁舎問題は来年度着工を目指して進めたいとっています。町が議会に説明した庁舎増改築事業費13億2,000万円の財源内訳の起債9億円、交付金2億円、財政調整基金3億円について伺います。以下の3点について答弁を求めます。

- 1、起債9億円を起す根拠は何か。
- 2番、交付金2億円を受けるための国に対する申請条件は何か。
- 3、この起債の起債先はどこか。また利率、返済期間条件は何か。

次に、わが国の国、地方合わせた債務残高は、2019年度末見込みの財務省公表で、国が928兆円、地方が194兆円、合計1,122兆円です。

わが国は人口減少と少子高齢化の進行で、医療、介護需要の増加や保育、貧困対策、地域経済の衰退、社会資本の老朽化と維持管理など、地方自治体が対応しなければならない課題が山積しています。こういうときに、町政は、10年、20年先を見据えた町財政計画が必要です。今回の町が進めようとしている大型庁舎増改築事業について、住民投票も検討すべきと思いますが、見解を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、起債9億円を起す根拠でございますけれども、令和元年度地方債同意等基準に基づき行うものとなっております。起債の事業名称としては、公共施設等適正管理推進事業の中にあります市町村役場機能緊急保全事業でございます。起債対象経費の75%を上限として起債を借り入れることができますので、13億2,000万円の75%、約9億9,000万円が起債金額となります。

交付税の申請条件ですが、起債の借り入れを県を通じて届け出をする形となりますけれども、その届け出が完了し、借り入れを行った段階で、交付税は、その後年度から計算される形となります。

交付税算入額は、財源充当した地方債の元利償還金の30%が交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。

起債先は民間等資金に限られているので、銀行等に借り入れをすることとなります。利率は予算上で5%以内としており、返済期間は30年を予定しております。

住民投票の検討につきましては、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

河合議長 今村議員、再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 今、総務課長の方から、市町村役場機能緊急保全事業を活用した庁舎の建てかえということで、国の保全事業の概要も調べましたが、今回、先ほどおっしゃった起債を9億円というのが、この建てかえ事業費をどう算定するかということから始まるということで、これは、この建てかえ前の床面積を上限として算定をするという形で、建てかえ後の本庁舎の入所職員数1人当たり35.3平方メートルを乗じた面積を上限として算出することができるかとありますが、この算出で、今回、町がいておられるのは、教育委員会職員をこの計画の算出の入居職員数に入れているということになります、この教育委員会職員を入れないで、この建てかえ事業をしたときには、庁舎建設事業費というのは、どのくらいになるのでしょうか。この起債対象経費の計算の仕方に、こういう標準面積と新庁舎の面積の分の割合とか出てくるんですが、これが、市長がつくった個別施設設計計画確認リストというのを国に出さなきゃいけないこととなっておりますが、今回のこのリストにはどういうふうに、庁舎建てかえ事業費は幾らで、建てかえ前延べ床面積、または標準面積は幾らで、新庁舎の面積は幾らという形で、それが起債対象経費なんです、その辺の金額、ならびに個別施設設計計画確認リストにはどういうふうに書かれているのか説明を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、再質問にお答えをいたします。

庁舎の事業費につきましては、先ほど、鈴木議員の質問のときに提出させていただきました金額についてのヒアリングとなっております、また、教育委員会の職員を入れての想定をしておるだけでございますので、金額については、この金額で現在のところの推計ということですので、抜いての計算というものはしておりません。

それと、またリストにつきましては、現在のところ、本日持ち合わせておりませんので、まだヒアリング段階でございますので、また別途確認をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

河合議長 今村議員、再々質問はありますか。

今村議員 議長。

河合議長 どうぞ。

今村議員 この問題は、庁舎の耐震化が未実施の市町村がまだまだ全国的に多いという中で、災害発生時に業務に支障が生じるおそれがあるということで、緊急な対策として実施できるように、市町村役場機能緊急保全事業が平成29年度に創設されていますが、これは、これまで、役場の建てかえ、庁舎の建てかえには交付金制度はなくて、起債を起こせるというだけのものでしたけれども、この交付金制度で3割が交付税算入されるということを当て込んでやろうとしてるのは説明もありましたが、その起債の金額は、本来、私は、できるだけ抑える。この中に書いてあるのも、起債を増やすというよりも、自己資金、町の公共施設基金や財政調整基金も使えると書いてありますが、起債部分を減らす、このことが、今、これを何十年償還でしていただくということは、利子払いが後年度の若者負担になっていくわけで、こういうことを減らしていくために考えていくべきじゃないかと、私は見直しが必要だと考えておりますが、それは、豊郷の臨財債は、ずっと繰上償還をしてきました。この中で、利率が高いところから大体繰上償還しているんですが、今、政府債でも0.00何ぼのとも出てきているわけですが、こういった中で、やはりそういった後年度負担をなくすためのスリム化した耐震補強ならび拠点本部として災害本部となる庁舎の改築、こういったことで、住民の負担軽減の施設へと、今、ヒアリングの段階だということは、まだ、こういった国、県との調整ができる段階にあるということなので、ぜひ検討して、住民投票はしないと断言しておりますが、やはり、こういったお金、多額にかける、公費をかけることに対しては、再度住民投票も提案をさせていただきますが、いかがでしょうか。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員の再々質問にお答えします。

議員、おっしゃるように、社会資本の老朽化等々で、これからしっかりと行政運営をやっていかなければならない。その1つに、やはり橋梁の改修ということで、前回、皆さん方に議決いただきました歌詰橋の橋梁の耐震化補修、そしてまだまだ令和5年までに、豊郷町における橋の改修が17、小さくてもあります。そしてまた、庁舎も、今日までいろいろ議員に説明もさせていただいて、そして提案してくれいいうたら、それは行政から提案するものだろうという一喝されたこともございます、今まで。それで、そういった状況の中で、8年間、いろいろ提案させていただいて、議論させていただいて、それで、ここにこういうふうに提案させていただいたものであります。

特に、耐震補強云々は、あれは、再度技術院の判断を仰ぐという最終的でそ

ういう形になって、この天井が、落下のおそれがあるということ。それとガラスウールの問題等があつて、それはどうしたらええかということで、議会の方から、仮設庁舎をした場合と、そして改築して裏に建てば、どちらが費用が安くつくかということで、それで試算したところ、二、三億円の、耐震補強してやる方が高くつくということで、やはり住民負担の少ない方で、町としては、方針としてはさせていただくということで皆さん方に報告させていただいて今日に至っていることでもあります。議員、しっかり、そのことは認識をしておられると思います。

そして、住民負担をさらに多い方もあるのに、そこで住民投票をかけるというのは、どういう感じのものか、ちょっと不思議なものでございます。その点、どうか、今日までの議論を十分思い出していただいて、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

河合議長 今村議員、次の質問にします。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 続きまして、「高齢者の健康と暮らしを守る介護保険サービス等の充実を」ということで町長にお尋ねいたします。

豊郷町の介護保険料は、標準月額6,480円で、県下19市町の中で3番目に高い町です。本町の65歳以上の高齢者の6割強が住民税非課税者であります。わずかな年金から介護保険料を天引きされると、日々の暮らしや必要な介護サービスもお金次第なので十分に受けられません。誰もが年をとります。豊郷町で元気に安心して暮らせる高齢者福祉の充実を求め、下記の質問をします。

1、第7期介護保険料は取り過ぎています。町は先の第6期介護保険事業計画2年目で、介護保険料の条例改定をして値上げをしました。今回、第7期介護保険料を引き下げるために条例改定は可能です。町の見解を求めます。

2番目、豊郷町の65歳以上のひとり暮らし世帯、65歳以上の2人世帯はそれぞれ何世帯ありますか。そのうち、要支援、要介護認定世帯の数も答弁を求めます。

2018年度決算では、施設サービスが大幅に増加しているとありましたが、このことは、地域包括ケアシステムのどのサービスが豊郷町で問題なのか答弁を求めます。

3番目、町は一般施策として、隣保館デイサービスを月2回開催しています。参加者の声として、いきがいデイサービスと同じように、各字の送迎をしてほ

しいと聞いています。介護予防、認知症予防の重要性を考え、町の高齢者の外出支援の1つとして取り組んでいただきたいと考えますが答弁を求めます。

4番目、高齢者が住みなれた自宅で、自立して暮らし続けるためには、町の自立支援の取り組みが不可欠です。他の自治体でも実施している下記の2つの施策について、町の見解を求めます。

1つ、要支援、要介護認定者、障害者のみ世帯への個別訪問によるごみ収集サービス。もう1つは、ひとり暮らし、高齢者のみ世帯の虚弱、要支援、要介護認定者、障害者などへの宅配給食サービスの実施。

答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村恵美子議員の「高齢者の健康と暮らしを守る介護保険サービス等の充実を」のご質問のうち、1番と2番についてお答えいたします。

まず1番の第7期介護保険料の引き下げについては、平成30年9月議会でのお答えの繰り返しとなりますが、介護保険料につきましては、介護保険法第117条の規定により、3年を1期とする計画を策定しておりますし、同法第129条第3項の規定により、3年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされておりますので、計画期間内の引き下げの方は実施の方はいたしません。

第7期の計画を下回ったことによる余剰財源につきましては、本町介護保険制度の安定的運営の観点から、第8期計画内で活用することになります。

2番目の65歳以上のひとり暮らし世帯及び65歳以上の2人世帯、そのうち要支援、要介護認定世帯数につきましては、65歳以上のひとり暮らし世帯が284世帯、2人暮らし世帯が280世帯となっております。こちらにつきましては、民生委員さんによる調査で、令和元年7月1日現在のものとなります。うち要支援認定世帯のひとり暮らし世帯が26世帯、2人暮らし世帯が2世帯、要介護認定世帯のひとり暮らし世帯が57世帯、2人暮らし世帯が57世帯となります。また、2人暮らし世帯で要介護認定、要支援認定の複合世帯が5世帯となっております。いずれも、施設入所者は含んでおりません。

また、施設サービスの大幅な増加につきまして、介護保険サービスに問題があるとは考えておりません。各被保険者の家庭状況、介護者の状況、本人の身体的状況等をそれぞれ考慮され、サービス担当者会議の中で、施設入所を選択される被保険者が増加していると現時点では考えております。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森保健福祉課長。

保健福祉課長 私の方からは③と④の分についてお答えをさせていただきます。

③の隣保館デイサービスもいきがいデイサービスと同じように各字の送迎を
のご質問ですが、介護予防の観点から、隣保館デイサービスについては、ご自
身で交通手段を確保いただきご利用いただいておりますので、ご理解をお願い
いたします。

また④の自治体を実施するごみ収集サービスと宅配給食サービスについてで
すが、対象の方につきましては、個別の事例にもよりますが、介護や障害のサ
ービスにつなぐべき方であり、各種のサービスで対応できると考えます。ご理
解いただきますようお願いいたします。

以上です。

河合議長 今村議員、再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 今、医療保険課長の方から、7期内での介護保険料の引き下げはしませんと
いうことで話がありましたが、それでは、なぜ、6期のときには、介護保険料、2
年目に引き上げる、こういった措置を豊郷は行ったんでしょうか。それは法令
的にできるからやってるわけじゃないですか。それを引き下げには運用しない
というのは、ちょっと矛盾した話だと思いますが、それをどう考えているのか
というのと、豊郷町の65歳以上の皆さんのひとり暮らしや2人世帯、こうい
った方々が500を超えるということなんです。先に申し上げましたが、豊
郷町の介護保険認定の高齢者は6割強が住民税非課税者。これは貧困率からい
いますと、わが国はOECDの中でも子供の貧困率が7人に1人世帯やと。また、
ひとり親世帯では、2人に1人、50%が貧困世帯の子供やと。これでい
くと、65歳以上は、わが町におきましては、2人に1人以上の貧困世帯だ
ということが明らかになるわけですよ、所得の中から半分以下の世帯ですから。
高齢者の介護認定段階からいったらそうなるんです。そういう貧困世帯がこれ
だけ多くて、サービスが十分に受けられないという状況が出て、貧困の中での
介護の重度化が進んでいるというのが、今の豊郷のやってる介護保険事業の実
態じゃないかと私は思っております。

そういった中で、隣保館では、介護予防で歩いてきなさいといいますが、雨
降野の方とか八町の方は家族が送迎しないと来れないんです。だから、そうい
った人たちも、行きたいとは思っていても、連れていってくれる人がいなかっ

たら行けないんです。近隣の近いところの人は押し車で来れます。でも、そういう人を含めて、やっぱり町がやってる介護の一般施策の隣保館デイや拡充しなきゃいけないと思うんですが、そういったことはどう考えていますか。

そして、この高齢者のごみの排出のサービス、これ、近隣では愛荘とか彦根では、総合事業の一環とか含めてやっています。また、国もこの問題に関しては、今後、事業費に補助金を出すというのを決定いたしております。だから、私は、そういったこと、居宅で自立をしていく高齢者をいかに支援していくか。このことが、今、豊郷町がやらなかったら、今、国がいているのは、次期8期に向けて、要支援だけじゃなく、介護1、2を総合事業に、介護保険サービスから外す、ケアマネジメント、今まで無料だったのが、相談に行く、ケアをつくってもら、計画だけでも計画料を払えとなったら相談にも行けなくなる。そうなると、結局、家で、自宅で暮らす中で状況が悪化していくというのが、いかにもその道筋が見えているような介護保険行政、国の行政がそうなってきました。

こういった中で、豊郷の実態にあわせた事業を、この要介護ごみ回収支援というのは、総務省は11月29日、要介護者、障害者らのごみ出しを支援する自治体の取り組みを後押しするため、新たに財政支援を始めると発表した。ごみ出しが難しい単身の要介護者や障害者の世帯に対して、自治体が個別回収をしたり、NPOや社会福祉協議会などが支援したりする場合に、人件費や補助金、委託費など5割を国が特別交付税で負担すると、こんなことも決めてるんですよ。だから、私は、豊郷の重度化をしていかないためには、こういったことがとても必要だと思っています。

その食の自立もしていくために、近隣では、愛荘と彦根市もやっておりますが、やはり食べるのが高齢期の健康を保つために一番必要な事業だと思えますが、その拡大ね。彦根では、事業所から持って、1回につき200円の補助とかいろいろあるんですよ、利用料だけでいくところもあるし。だから、そういう形でも、豊郷では、老人会か隣保館デイには補助を出してますけど、宅配のそういったことも、地域包括システムの中でやっていくべきじゃないかと思いますが、そういう見通しはあるかどうか、再度答弁をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質問にお答えさせていただきます。私の方からは、介護保険の6期のとき保険料は引き上げたという部分につきましてでございます。6期の介護保険料の引き上げにつきましては、当初、町の提案させてい

ただいた6,000円を5,200円ということで議会の方で議決いただきまして、1年目の介護保険の運用をしていく中で、財源不足が生じたため、平成28年3月議会だったと思いますが、その段階で保険料の引き上げをしたというふうに認識をしております。

古い通知にはなるんですけども、平成12年1月26日の厚生労働省、厚生省の老人保健局介護保険制度準備室長の事務連絡でございますけれども、その中で、中期財政運営期間中の保険料の変更についてという文言がございます。保険料算定時の給付費見込み等よりも実際の給付費が大きく上回る場合、3年間同一の保険料率を用いることが財政運営上支障が生ずると見込まれるような場合については、中期財政運営期間中であっても、保険料率を変更することが適当であります。ただし、年度途中における保険料率の変更は基本的にはできないものと考えておりますという一文がございます。当然。5,200円で保険料を計算して徴収して、給付の方を支払っていく中で財源不足が生じ、実際の給付費が保険料に対して大きく上回ったため、前回の第6期の方では条例改正をして保険料を引き上げたという経緯の方がございますので、その点、ご理解の方よろしく申し上げます。

7期につきましては、6期の方では引き上げたので、今回引き下げないというのは、当然、財源不足は生じておりませんし、財源が余った分に関しましては、当然、1期3年の計画でございますので、初年度は財源が余るような保険料の設定はされております。給付につきましては右肩上がりに当然なっていきますので、初年度に残った財源につきましては基金に引き当てて、3年後、いわば計画期間の最終年度の一番給付が伸びるであろうところに保険料を引き当てて、3年で均衡をとるとというのは、介護保険制度上の考え方でございますので、それを上回って、保険料は徴収、仮にできた場合は、次期の保険料の引き上げをできるだけ抑えていまいしょうというのがもともと介護保険制度の成り立ちですので、その点、ご理解の方よろしく申し上げます。

以上です。

保健福祉課長

議長。

河合議長

森保健福祉課長。

保健福祉課長

今村議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

隣保館デイサービスの利用につきましては、すまいるたうんばすもダイヤをあわせておりまして、ご活用いただけますので、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。

また、④のごみと宅配給食のサービスの方ですが、現在実施の自治体に確認

しましたところ、ごみの収集につきましては、介護保険または障害福祉サービスで、いわゆるヘルパーを利用できる方を対象とされておりました。当町では、介護や障害のサービスで対応できると考えます。

また、宅配給食サービスを実施している自治体では、必要な支援につなげるために事業を実施されているとのこと。ご理解いただけますよう、お願いいたします。

河合議長 今村議員、再々質問ありますか。

今村議員 議長。

河合議長 どうぞ。

今村議員 豊郷町の介護保険事業というのは、まるっきり国の言いなりの施策で進めてきているという中で、国は、今度、介護予防に対しても交付金を成果主義にもっと持っていくという話をしてしています。こうなりますと、うちは、第7期計画でいく総合事業で、医療の介護の点、評価が下がる、これは重度化が進んでるし、とても上がるとは思えません。こういった中で、ますます豊郷町の介護保険事業というのが、保険者機能強化推進交付金、こんなことまで国はして、各地方自治体を競争させているわけですが、先ほど、最初に申し上げましたが、豊郷の高齢者には、2人に1人以上の貧困世帯、先ほど、500世帯以上の方がそういう対象にもなっているという中で、こういった中で、本当に高齢期を自立して元気に健康に暮らしていただくための支援というのは、地方独自でも拡大しなきゃいけないし、介護保険料利用料の引き下げ、こういったことをなしにして、高齢者の健康は守れません。こういったことを先ほど来提案をしておりますが、一定、こういったことに対しての研究また推進、地域包括センターと職員も含めて考えていかなかったら、豊郷は本当に取り残されていくという感じがします。高齢者は非常に厳しい状況に追い込まれていくということを考えておりますが、今後、こういったことに対してどう介護事業を進めていくのか、最後にその答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

介護予防で総合事業の方の移行と重度化についてご指摘の方いただきましたけれども、重度化につきましては、当然、必ず人間は老いますというのは、今村議員のご質疑の中であつたとおり、必ず誰も重度化していくのが現状でございます。重度化をできるだけ食い止めようという取り組みにつきましては、当然、ケアプランの策定の中で、介護保険の適用を受けておられる方についま

しては、現在のADLを維持していくようケアプランの方は作成されていると考えておりますので、その点ご理解の方いただきたいと思います。

あと保険者機能強化推進交付金につきましては、前年度から開始の方はしておりますけれども、できる限り、地域包括支援センターの取り組みが点数化して介護保険料の引き下げにできるよう、今年度、地域包括支援センターとともに検討の方をしているところでございます。来年度につきましても、当然、地域包括支援センターの保険者機能強化推進交付金の点数の取れる業務については優先的に取り組むようお願いしているところでございます。

あと保険料を引き下げるために一般会計から繰り入れるということにつきましては、再三再四お答えさせていただいておりますとおり、実施の方はいたしません。当然、それにつきましては、財政規律の観点から好ましくないというふうに考えておりますし、そもそも介護保険につきましては、保険給付の半分は県、国、市町による公費負担、半分につきましては、40歳以上の被保険者に負担していただくことが現状となります。これに保険料を抑制するために、さらに一般会計から公費を投入することを実施しますと、法定の町負担金の12.5%にさらに被保険者以外の方にも負担が拡大することとなりますし、当然、それが介護保険法第4条第2項、国民は共同連帯の理念に基づき介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとあるとなっております。当然、一般会計から繰り入れますと、40歳未満の被保険者でない方が税の負担をすることになるということですので、ただ、一般会計から引き下げるというのは、今後、介護保険料というのは右肩上がりに当然なっていくしますので、一般会計から繰り入れれば、どんどん一般会計から繰り入れる、最終的には、もうそれしか方法がなくなってきましたと、当然一般会計も限りのある資源でございまして、他の事業の方もありますので、一般会計からの繰り入れにつきましては、国民健康保険、以前、旧の国民健康保険制度でございましてけれども、赤字繰り出しが国民的な課題となっておりますことをご理解いただければと思います。

以上です。

河合議長 次の質問を許します。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 彦愛犬新ごみ処理施設整備基本計画を問います。町長にお尋ねいたします。

去る10月21日に、彦根愛知犬上広域行政組合議会の臨時議会が開催され、建設候補地として、彦根市清崎町とした彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画案を賛成多数で可決をしました。建設費が約200億円、豊郷町の負

担は約11億9,000万円の大型ごみ焼却施設の建設計画です。

一番の問題点は、ごみの減量化やリサイクルに逆行し、地球温暖化や環境汚染を促進するということです。今回の大型高効率ごみ発電焼却施設の計画は見直すべきと思いますが、町の見解を求めます。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 ただいまの今村議員のご質問にお答えいたします。

大型ごみ処理施設を建設するという一方で、ごみの減量化やリサイクルに逆行するものだというのですが、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画では、施設規模を検討するにあたりまして、処理量がどの程度になるのかについて、燃やすごみについては、推計どおりに減量が進まない可能性を鑑み、平成28年度実績値から5%削減を目標としまして、燃えないごみにつきましては、平成28年度実績値での現状維持を目標値としております。

この減量目標の設定をもとに、処理規模を決めていることから、今後、1市4町につきましては、ごみ減量目標を達成するために、各市町において取り組みを進めていく必要があります。減量化に逆行するものではございません。

また、リサイクルという面につきましては、リサイクル可能な廃棄物を集約して処理することで、リサイクルの促進を図るほか、埋め立てごみの中からもリサイクルできるものを選別していくこと、焼却による熱回収もサーマルリサイクルとなりますので、決してリサイクルに逆行するものではございません。

また、地球温暖化や環境汚染を促進するということですが、広域のごみを集約することで、一定量のごみ量が確保できるため、安定的な焼却による安定的な発電が可能となり、エネルギー回収効率が高くなることから、発電した電力を施設内だけで利用するだけでなく、売電や周辺施設への供給も可能となります。このことは、結果的に、化石燃料の消費を抑えると同時に、二酸化炭素の排出量を抑えることにつながり、循環型社会の形成という面だけでなく、地球温暖化防止にも寄与するものとなります。

次に、環境汚染という観点から申しますと、ダイオキシン類の発生抑制に關しましては、燃焼温度を常に800度以上に保つことで可能となりますが、そのためには、焼却量を24時間の全連続燃焼で稼働させ、焼却を停止する期間を極力短くする必要がありますが、広域でのごみ処理をすることでそれが可能となります。

広域でのごみ処理施設建設を進めることは、各市町の住民のごみの減量化やリサイクル意識を高め、環境負荷の提言だけでなく、地球温暖化防止、循環型

社会の形成に寄与するものと考えております。

以上でございます。

河合議長 今村議員、再質疑です。

今村議員 議長。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 課長は、行政組合の答弁まるっこ言っているような感じがしましたが、私が指摘したいのは、現在、28年度、現況の5%マイナスという形の目標設定をしておりますが、彦根で、日量70トン、あと4町で20トンちょっと、100トンないんですよね。そのマイナス5%と。それは人口減少が続く中で、マイナス5%ということは現状維持みたいなもんですよね、人口は減っていきますから。それを計画している大型焼却炉というのは、日量147トンを焼却できる、こういった大型な焼却施設を稼働させようということに話を進めています、24時間稼働ということは、燃料を落せないということです。ですから、今後は、この一般廃棄物で足りなかったら、産業廃棄物も焼却の対象にも考えていこうと、こういったことも既に話が出てきているという、合わせごみに対する道を開く、こんな施設に広域で、豊郷も乗って、1市4町の負担割合聞いたら、人口割と応益割がありますので、こういった金額になるという話ですけれども、今ならまだ見直しができる。熱回収ということで、高機能で、環境省の補助金を3分の1が2分の1、一部分だけなるという話で、結果的には、高島やよそで起こっておる、いろんなバグフィルターが漏れたとか、いろんな問題、これから出てくるんです。ランニングコストが下がることはないんです。上がることはあっても下がることがない。こんな施設をつくるということには、住民にその中身も知らせていないということも含めて非常に問題だと考えていますが、これを町民にどういうふう知らせようと、この中身について知らせるのか、町は、この計画を町民に具体的に知らせようとしているのか、そのことをまず聞かせてください。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの一般質問にお答えさせていただきます。

先ほど、このごみの燃焼におきましては、バグフィルターの問題が出ましたけれども、幾ら少ない量であってもバグフィルターは必要でございますし、ろ布が破れるのも、これは必然的なものでございまして、これは大きいからという問題でもございません。

それと、先ほど、課長が言いましたように、いかにして、今、日本の中では、

リサイクルというと、サーマルリサイクルということ、排ガスをまず熱量にかえて、そして発電して、発電に対するそれと炭酸ガスの自家消費するなり、また地域の方に還元していく中で炭酸ガスの原料にも役立っているものでございます。

先ほども申しましたように、日本のおっしゃったペットボトル、いろいろの回収は大体、8割回収か、7割強ですけれども、そのうちの23%がマテリアルリサイクルといいまして、これは、要するに、もう一遍ペットボトルに変わっていったりというような形ですけれども、この23%のうち15%が中国に行っているわけです。国内でリサイクルをしているのはたった8%で、それが、いろいろ先ほどもお答えしましたように、駅のベンチやらバケツに変わってきて、最後は焼却処分ということになっております。

ケミカルリサイクル、これは、本当に言いましたように、大規模な工場、エネルギー、そして資金が必要でして、日本では4%、その4%は何かというたら、鉄工所で石炭、粉炭と一緒に、ごみ、ペットボトル等を放り込んで、還元剤という形で使っている。何も燃やしてないわけじゃないです。還元剤と名前が変わってるだけで、マテリアルリサイクルじゃありませんから、日本ではほとんどがサーマルリサイクルということで、燃料にかえ、そして発電して利用するというのが大体基本になっておりますので、現状では、そういうのが一番最適な方向性だと思っておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

河合議長 それでは再々質問、どうぞ。

今村議員 議長。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 今、町長がおっしゃっていたんですけど、ペットボトルを資源回収して、その処分先がうまくいかなかったら、結局焼却、可燃焼却処分をしてるとい、こういった自治体ございます。県下でも聞きました。

今回は、これ、プラスチック類も焼くということで、この施設はできています。そうなりますと、豊郷で、今、分別して、そういうペットボトルの収集も可燃ごみに入れてしまえば、それは焼却処分になるんですよ。袋の中に入れてね。

そういったことは、本来は国がペットボトルを解禁しました、法律を改悪して。企業が流通に便利なペットボトルで、いろんな企業がそういった利潤で儲けるための事業をして、最終的に自治体はその負担を負わされているのが今の日本の現状です。

こういった中で、さらに公共施設が焼却中心のこういった施設をつくっていくということは、非常に私は住民の理解は得られる施設ではないと考えております。その点は、町長とは見解が違いますが、今回、この施設を、これからいろいろ環境検査、いろんなことがありますよね。これを、建設を始めるのに、あと何年か経過があるんですが、そういった中で、住民の声が、やはりこういう大型処分場で、負担はずっと後年度負担で、広域自治体に負担が押しつけられると。豊郷は負担割合高いですけども、こういった反対の声が大きくなった場合には、見直しということも検討されるのかどうか、管理者側に立っている町長、管理者会の中でそういう話もあると思いますが、今、本当に、住民さん、知らないから、ああそうかという感じで思っていますが、中身の問題点のものすごく住民の中からいろんな意見が上がってくれば、また大きくこの計画変更はできると、私はそうあるべきだと思いますが、管理者側としては、そういったことの検討もされるのでしょうか。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

先ほど申しましたように、回収したプラスチックの7割は焼却されてる。どここの自治体とか、そういうことは関係ありませんし。このプラスチック問題については、もう皆さん、ご存じのように、紙の方へ行ったり、分解性プラスチックの方の活用に行って、これは年々少なくなっていると思います。東京の方では、自動販売機はもうプラスチックのペットボトルあらへんという、世の中、こういう動きになっておりますので。ただ、ごみというのは、どのような方向をとっても、焼却という以外にはないんです。量は少のうても多ても。そうしますと、豊郷町だけで焼却するとおっしゃるんなら、相当なこれ、試算されたらよいと思うんですけど、相当な莫大な費用がかかってくるし、それと立ち上げに灯油が要るし、そして、高温にならなったら、また助燃剤を使うと高温にしてダイオキシン等々の問題も出てきます。いろんな面で、やはり、これは午前中にも言いましたように、ライフサイクルコストをどういうふうにしていくか。ライフサイクルコストのこれがいいという、そういうような提言づけがされるなら、一遍、またご提案していただいたらよろしいかと思えます。

河合議長 今村議員、次の質問にします。

今村議員 続きまして、「三ツ池区内の産業廃棄物処理業者の安全性は」ということで町長にお尋ねいたします。

この間、豊郷町の住宅地の中に、大型貸倉庫の建設が続き、以前にも指摘し

ましたが、農業委員会での地目変更などの申請で改善はされましたか、答弁を求めます。

次に、三ツ池区内の住宅地横に産業廃棄物処理業者が営業をしています。付近の道は通学路であり、生活道路です。また、農業用水路もあり、廃棄物処理業務で発生する汚染水、焼却などによる悪臭、また大型トラックの搬入などによる道路の進入、そして振動。こういったことに対する懸念も、地域住民の健康被害の懸念もあります。

町は、業者に対し、地域住民や子供たちの健康対策や安全対策を求めていますか、答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の農業委員会での地目変更などの申請での改善についてのご質問にお答えいたします。

農地転用の手続として、農地転用の申請がありましたら、申請書及び添付書類の書類を審査し、不備がなければ、その月の農業委員会へ議案として提出し、審議をしていただきます。

大型貸倉庫はもちろん、各案件ごとに十分審議を行い、許可の可否を決定しているところでございますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 今村議員のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃっています場所は、現在、株式会社浜洋商事が、プラスチック原料製造工場として使用しております。この会社は廃プラスチックを原料として買い入れ、ペレットに加工し、プラスチックの原料として中国へ輸出している会社でありまして、産業廃棄物処理業者ではございません。

この工場に対しましては、3月初めに、湖東環境事務所とともに立入調査し、プラスチック成型機が2台あったことから、滋賀県公害防止条例の特定施設に該当するため、設置届出書を早急に提出すること、プラスチック破片が飛散しないように、またにおいなどの苦情が出ないように指導いたしました。

また、可燃性のものをたくさん保管しているということから、彦根市消防本部と連絡をとり、特定施設設置届出書の提出を求めるとともに、材料の保管方法の改善を指導しました。6月には搬入車両の通行により交通に支障が出たこ

ともありましたが、関係課の指導によりまして、その後、交通トラブルの方はお聞きしておりません。7月には、町及び大字三ツ池区の役員とともに工場に立入調査しまして、施設の改善、におい、音、水質、火災、風による飛散などが起こらないように申し入れの方をいたしました。

ペレットを製造する際に使用した冷却水を工場裏の水路に放流しているとの通報がありまして、水質調査を実施しましたところ、有害物質は検出されずに、排水については安全性が証明されております。現在は、冷却水を循環式に改善されております。

製品を製造するときに発生するにおいにつきましては、新たな脱臭装置を取りつけてからは、苦情の方はお聞きしておりません。

今後も注視していくとともに、湖東環境事務所など関係機関と連携をとりまして、適正に指導の方を行っていきたいと思います。

以上です。

河合議長 再質問。

今村議員 議長。

河合議長 はい。

今村議員 この環境、住宅地、生活地域でのこういった問題というのは、国の環境規制法の中では、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、こういったのが担保としてあるわけですね。その中で、各地方自治体でも、そういった法に沿って規制条例を、愛荘はつくってましたね。あるんですが、豊郷町においては、このような住宅地における大型倉庫の建設や、こういった廃プラ処理業、こういったところにおける近隣住宅住民の被害を県とか県消防とかにいうて指導してもらおうという方向だけではなくて、町独自でもこういったことを規制する、町の条例化というのは必要じゃないかと思うんです。振動でも、大型ダンプが通ると家が振動するというて、非常にそういうことが一番かなわんとか、騒音でも、24時間、夜中もやってると。その騒音でやっぱり音がひどいとか悪臭が出るとか、いろいろ豊郷の中でも事業所は出てきてるから、そういったことを町独自でも規制することが必要だと考えておりますが、こういったことの条例化なんかは考えておられますか、最後です。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 今村議員の再質問にお答えします。

豊郷町では、騒音、振動につきましては、ブロック別に区域の方、規制して分かれております。ただし、それは騒音や振動につきましては、機械とかによ

るものでございまして、交通による騒音、振動については、現在、そういうのには入っておらない状況でございます。

今後も住民から苦情がありましたら、指導の方はさせていただきたいと思っています。

河合議長 今村議員、再々質問ありますか。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 私は、今、町独自の規制する、そういう条例は必要だと考えて、前回も言いましたけど、そういったことは、町長は考えてませんか。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、12番、今村議員さんの再々質問にお答えします。

騒音防止法、振動の防止法はあります。実際に、それは、公害防止協定を結べるか、結べないかというのもございます。ここらは、住宅B地区でありますから、境界域の大体60ホンか50ホンで規制がされております。いろいろな状況の中で、実際に、住民の皆さんから、本当に騒音が激しいというんやったら、やはり県立ち会いのもとで、境界域の騒音を計って、そして業者と話し合いして、騒音の出所、そしてまた振動につきましても、機械が、これは、ペレット状にするので、多分、成形機でバンバンと打ちよる、そういうようなものだと思いますから、そういうなので振動も起こる可能性もありますから、そういうのがあれば、しっかりと振動の数値を計らせてもらって対応はしていかなければならない。

ただ、企業活動にするのに1つのルールがありますから、しっかりそれに合った防止法が町として決められるのかどうか、これはまた数値を見た中で、対応もしていかなければならないと、このように思っておりますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

河合議長 よろしいか、もう終わったんやな。3回目やな。ご苦労さまでした。

お諮りします。

本日の会議は時間的な都合により延会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、再開は12月18日午前9時といたします。

本日はこれで延会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 4 時 5 2 分 散会)